

山梨県公報

号外第九号

令和七年

三月二十八日

金 曜 日

目 次

○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	四
○ 山梨県一時保護施設に関する基準を定める条例	六
○ 山梨県立スタートアップ支援センター設置及び管理条例	二二
○ 山梨県雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例	一四
○ 山梨県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例	一五
○ 山梨県部等設置条例及び山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	一八
○ 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	一九
○ 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常動監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例	二一
○ 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	二二
○ 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例	二一
○ 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	九〇
○ 山梨県職員旅費条例等の一部を改正する条例	九〇
○ 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び山梨県手数料条例の一部を改正する条例	九五
○ 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例	九六
○ 山梨県手数料条例の一部を改正する条例	九九
○ 山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例	一〇四
○ 山梨県民生委員定数条例の一部を改正する条例	一〇四
○ 山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	一〇四
○ 山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例	一〇五
○ 山梨県建築基準法施行条例及び山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例	一〇七
○ 山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例の一部を改正する条例	一一〇
○ 山梨県収入証紙条例を廃止する等の条例	一一一

○山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例……………一一五

条例のあらまし

○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例(条例第九号)(行政経営管理課)

1 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、山梨県職員給与条例ほか二十五の関係条例について規定の整理等を行うとともに、所要の経過措置を定めることとした。
2 この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日(令和七年六月一日)から施行することとした。

○ 山梨県一時保護施設に関する基準を定める条例(条例第十号)(子ども福祉課)

1 児童福祉法の一部改正に鑑み、児童相談所における一時保護施設に関する基準を定めることとした。
2 非常災害対策に関する具体的計画は、施設の立地状況等を勘案し、災害の種類に応じたものを作成し、飲料水や資機材の備蓄等に努めることとした。
3 一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、内閣府令で定める従うべき基準及び参酌すべき基準のとおり定めることとした。

4 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。
○ 山梨県立スタートアップ支援センター設置及び管理条例(条例第十一号)(スタートアップ・経営支援課)

1 県内における創業及び事業の成長発展を支援するための環境を整備し、もって地域経済の活性化に寄与するため、スタートアップ支援センターを設置することとした。
2 施設の名称及び位置を定めることとした。
3 センターの休館日を定めることとした。
4 使用料を定めることとした。

5 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

○ 山梨県雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例(条例第十二号)(治水課)

1 特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川の指定に伴い、雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関し必要な事項を定めることとした。
2 この条例は、令和七年九月一日から施行することとした。

○ 山梨県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例(条例第十三号)(建築住宅課)

1 山梨県手数料条例で定めている次の手数料の金額、納付の時期等については、この条例で定めることとした。

- (一) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料
- (二) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県部等設置条例及び山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例**
(条例第十四号) (行政経営管理課)

1 県民の生活目線に寄り添った支援を総合的に実現するため、次の改正を行うこととした。

- (一) 山梨県部等設置条例の一部改正
総合県民支援局を設置する等の組織再編を図り、部局の名称及び業務分掌を改める。
- (二) 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部改正
教育委員会の附属機関である「生涯学習審議会」を、知事の附属機関に改める。

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例** (条例第十五号) (市町村課)

1 知事の権限に属する事務のうち市町村が処理することとする事務を拡大等するため、次の改正を行うこととした。

- (一) 新たに市町村が処理することとする事務を次のとおり追加する。
 - (1) 農地法に基づく事務
 - (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務
 - (3) 特定都市河川浸水被害対策法に基づく事務
- (二) 特定施設の新築等の工事着手届出の勧告等に関する事務につき処理する市町村を拡大する(韮崎市)。
- (三) 市町村に移譲している事務を次のとおり見直す。

(1) 届出等の受理に係る事務のオンライン化による移譲事務の一部廃止(建築確認申請書の受付ほか一事務)

(2) 旧薬種商廃止による移譲事務の一部廃止(旧薬種商許可の更新ほか十一事務)

2 この条例は、1 (一)及び(2)、(二)並びに(三)については令和七年四月一日から、1 (一)(3)については同年九月一日から施行することとした。

○ **山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例** (条例第十六号) (人事課)

1 一般職の県職員、勤勉手当の改定等に鑑み、特別職の職員に係る令和七年度

以降の六月期及び十二月期の期末手当の支給月数をそれぞれ一・七二五五分に改正することとした。

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例** (条例第十七号) (人事課)

1 一般職の県職員の期末・勤勉手当の改定等に鑑み、県議会議員に係る令和七年度以降の六月期及び十二月期の期末手当の支給月数をそれぞれ一・七二五五分に改正することとした。

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例** (条例第十八号) (人事課)

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する令和六年十月十六日付けの給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行うこととした。

- (一) 給与表の改定 国家公務員の俸給表に準じて給料表を改定する。
- (二) 昇給制度の改定 行政職給料表八級相当以上等について昇給号給数を改定する。
- (三) 諸手当の改定
 - (1) 扶養手当 配偶者の扶養手当を廃止し、子の扶養手当の月額を一万三千円に引き上げる。
 - (2) 地域手当 本県の実情を踏まえ、人事院勧告の内容に準じて改定し、給料表への加算を段階的に廃止する。
 - (3) 通勤手当 一箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額等の額を合算した額の限度額を十五万円とする。
 - (4) 単身赴任手当 採用時から支給を可能とする。
 - (5) 管理職員特別勤務手当 週休日等を除く午後十時から翌日午前零時までの間を支給対象に追加する。
 - (6) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の諸手当 住居手当、寒冷地手当、特地勤務手当、へき地勤務手当等を支給する。
 - (7) 特定任期付職員の特別給 期末手当の支給月数の改定、勤勉手当の支給及び特定任期付職員業績手当の廃止を行う。
 - (8) 期末・勤勉手当の改定

令和七年度以降の六月期及び十二月期の期末手当の支給月数をそれぞれ一・二
五月分に、勤勉手当の支給月数をそれぞれ一・〇五月分に改正する。

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例**（条例第十九号）（人事課）

1 雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当について次の改正を行うこととした。

(一) 就業手当に相当する退職手当に関する規定を削除する。

(二) 地域延長給付に相当する暫定措置を二年間（令和九年三月三十一日まで）延長する。

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県職員旅費条例等の一部を改正する条例**（条例第二十号）（人事課）

1 国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等に鑑み、職員等の旅費について次の改正を行うこととした。

(一) 宿泊費を定額支給から上限付きの実費支給とする。

(二) 転居費を路程に基づく定額支給から新旧居住地間の移動・引越しに要する費用の実費支給とする。

(三) 鉄道賃の特急料金について、距離規定を廃止し、実態に応じて支給する。

(四) 旅行雑費及び日額旅費を廃止する。

(五) 宿泊手当及び包括宿泊費を新設する。

(六) 赴任旅費の支給対象について、扶養要件を廃止し、同居する家族とする。

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

○ **附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び山梨県手数料条例の一部を改正する条例**（条例第二十一号）（義務教育課）

1 山梨県教育職員免許状再授与審査会の設置に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

山梨県教育職員免許状再授与審査会の委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。

(二) 山梨県手数料条例の一部改正

特定免許状失効者等の普通免許状等の再授与についての手数料を定める。

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例**（条例第二十二号）（人事課）

1 最近の社会情勢の変化等に鑑み、仕事と家庭が両立できる職場環境を整備するため

次の改正を行うこととした。

(一) フレックスタイム制を導入する。

(二) 早出遅出勤務の対象を拡大する。

(三) 育児のための時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を拡大する。

(四) 子の看護休暇の対象を拡大し、名称を「子の看護等休暇」に改める。

(五) 任命権者に、仕事と介護の両立に資する制度等の周知及び意向確認のための措置並びに当該制度等を利用しやすい勤務環境の整備を義務付ける。

2 この条例は、令和七年七月一日から施行することとした。ただし、1(二)から(五)までについては、同年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県手数料条例の一部を改正する条例**（条例第二十三号）（森林整備課・農村振興課・都市計画課）

1 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域等の指定に鑑み、次の手数料を定めることとした。

(一) 盛土等に関する工事の許可申請手数料

(二) 盛土等に関する工事の変更許可申請手数料

(三) 盛土等に関する工事の中間検査申請手数料

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例**（条例第二十四号）（市町村課）

1 少人数教育を推進するため、元利補給金の交付対象となる事業に「県が行う少数の児童により構成される集団を単位とした学級編制による教育の推進に資する施設の整備のための建設事業」を追加することとした。

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県民生委員定数条例の一部を改正する条例**（条例第二十五号）（福祉保健総務課）

1 国の基準等に鑑み、民生委員の定数を改めることとした。

2 この条例は、令和七年十二月一日から施行することとした。

○ **山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例**（条例第二十六号）（健康長寿推進課）

1 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、次に掲げる条例における職員配置基準の「栄養士」の規定を「栄養士又は管理栄養士」に改めることとした。

(一) 山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例

(二) 山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例

(三) 山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例

- (四) 山梨県指定居室サービス等の事業に関する基準等を定める条例
- (五) 山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例
- (六) 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例
- (七) 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例
- (八) 山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例
- (九) 山梨県保護施設に関する基準を定める条例

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）（スタートアップ・経営支援課）

1 新たに導入した機器に係る使用料及び手数料の額を定めるとともに、廃棄する機器に係る使用料及び手数料の項目を削る等所要の改正を行うこととした。

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県建築基準法施行条例及び山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）（建築住宅課）

1 建築基準法等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県建築基準法施行条例の一部改正

確認申請手数料について、建築物エネルギー消費性能適合性判定が不要となる建築物に対応する手数料を追加する。

(二) 山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部改正

建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料について、新たに建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要となる建築物に対応する区分を設ける。

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）（都市計画課）

1 最近の社会経済情勢等に鑑み、甲府駅南口駅前広場の使用料の額を改定することとした。

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県収入証紙条例を廃止する等の条例（条例第三十号）（会計課）

1 収納方法の多様化を図り、もって県民等納入義務者の利便性の向上に資するため、次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県収入証紙条例の廃止

(二) 山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例等の一部改正
山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例ほか三十四の条例について、証

紙での納付、手数料の納付時期及び還付についての規定を改正する。
2 この条例は、令和八年一月一日から施行することとした。

○ 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例（条例第三十一号）（森林整備課）

1 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例を廃止することとした。

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

条 例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第九号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

第一編 関係条例の一部改正

(山梨県職員給与条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）第三十二条の二第三号及び第四号並びに第三十二条の三第一項第一号及び第三項第一号

二 山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）第二十二條の二第三号及び第四号並びに第二十二條の三第一項第一号及び第三項第一号

三 山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）第三十條の二第三号及び第四号並びに第三十條の三第一項第一号及び第三項第一号

（山梨県恩給条例の一部改正）

第二条 山梨県恩給条例（昭和二十八年山梨県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「とき」を「とき。」に改め、同項第二号中「こえる徴役若しくは禁錮の刑」を「超える拘禁刑」に、同項第三号中「とき」を「とき。」に改め、同項第二項中「因り禁錮」を「より拘禁刑」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「因つて」を「よつて」に改める。

第二十八條中「左」を「次」に改め、同條第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十四条中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「終り」を「終わり、」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「執行ゆう予」を「執行猶予」に、「取り消し」を「取消し」に、「終り」を「終わり、」に改め、同条に次の一項を加える。

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第二十七条の七第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、前項の規定の適用に関しては、これを適用しない。

第六十五条第一項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「終り」を「終わり、」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「取り消し」を「取消し」に、「終り」を「終わり、」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

3 刑法第二十七条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第二十七条の七第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、前二項の規定の適用に関しては、これを適用しない。

（山梨県職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第三条 山梨県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号及び第五項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十四条の見出し、同条第一項第一号、第十五条第一項第一号及び第十七条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（山梨県立自然公園条例等の一部改正）

第四条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 山梨県立自然公園条例（昭和三十三年山梨県条例第七十四号）第四十二条及び第四十三条

二 山梨県迷惑行為防止条例（昭和三十八年山梨県条例第四十四号）第十四条第一項、第二項及び第六項から第九項まで

三 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）第十六条第一項から第三項まで

四 山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）第三十六条第一項及び第二項

五 山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）第四十五条

六 山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成五年山梨県条例第三十二号）第八条第一項

七 山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成八年山梨県条例第二十三号）第十五条、第十六条第一項及び第十七条

第二項

八 山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）第四十二条

九 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十四年山梨県条例第四十一号）第二十九条

十 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例（平成十九年山梨県条例第三十四号）第四十二条及び第四十三条

十一 山梨県統計調査条例（平成二十年山梨県条例第五十号）第十四条第一項、第十五条及び第十六条

十二 山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第四十二条第一項及び第二項

十三 山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例（平成二十四年山梨県条例第七十五号）第二十九条

十四 山梨県行政不服審査法施行条例（平成二十八年山梨県条例第十六号）第十四条

十五 山梨県個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年山梨県条例第五十号）第二十二條及び附則第四條第一項から第三項まで

十六 山梨県議会の保有する個人情報保護に関する条例（令和四年山梨県条例第五十七号）第五十四条から第五十六条まで

（山梨県心身障害者扶養共済条例の一部改正）

第五条 山梨県心身障害者扶養共済条例（昭和四十五年山梨県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（山梨県富士五湖水上安全条例の一部改正）

第六条 山梨県富士五湖水上安全条例（昭和四十八年山梨県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項及び第二項中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（山梨県生活環境の保全に関する条例の一部改正）

第七条 山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和五十年山梨県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第六十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第八条 山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年山梨県条例第十六

号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(山梨県砂防指定地管理条例の一部改正)

第九条 山梨県砂防指定地管理条例(平成十五年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二編 経過措置

第一章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。第十二条及び附則において「刑法等一部改正法」という。)第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下この項において「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)(又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下この項及び次条において「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第十一条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第二章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(山梨県職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)並びにこの条例(以下これを「刑

法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第一条の規定による改正後の山梨県職員給与条例第三十二条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)(及び第三項(第三号に係る部分に限る。))の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(山梨県学校職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第一条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例第二十二條の三第一項(第一号に係る部分に限る。)(及び第三項(第三号に係る部分に限る。))の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(山梨県警察職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例第三十条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)(及び第三項(第三号に係る部分に限る。))の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(山梨県職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条の規定による改正後の山梨県職員の退職手当に関する条例第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)(並びに第十七条第四項並びに山梨県職員の退職手当に関する条例第十七条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第三章 その他

(経過措置の規則への委任)

第十六条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日(令和七年六月一日)から施行する。

山梨県一時保護施設に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県条例第十号

山梨県一時保護施設に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第十二条の四第二項の規定に基づき、一時保護施設（同条第一項に規定する一時保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（次条及び第三条において「最低基準」という。）を定めるものとする。

(目的等)

第二条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と一時保護施設)

第三条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一時保護施設の一般原則)

第四条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第五条 一時保護施設においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成し、非常災害の際の關係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、一時保護施設の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

3 一時保護施設は、非常災害に対する不断の注意と訓練をするよう努めるとともに、当該訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

4 一時保護施設は、非常災害の際に、当該一時保護施設に入所している児童及び職員が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第六条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第七条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(入所した児童を平等に取り扱う原則)

第八条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第九条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊

重した支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限)

第十条 一時保護施設においては、正当な理由がなく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第十一条 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第十二条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第十三条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第十四条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

第十五条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十八条第二項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。同号及

び同項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね六人以下であるものをいう。以下この号及び次号並びに第十九条第一項及び第二項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。

二 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。

三 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

四 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

五 少年（法第四条第一項第三号に規定する少年をいう。次号において同じ。）の居室の一室の定員は、一人とするよう努めるとともに、その面積は、八平方メートル以上とするよう努めること。

六 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるように、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。

七 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。

八 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

九 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

十 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

十一 児童三十人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。

十二 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

(一時保護施設における職員の一般的要件)

第十六条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有

し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならぬ。

(一時保護施設の職員及び技能の向上等)

第十七条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第十八条 一時保護施設には、児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十一条第一項において同じ。)、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならぬ。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。

3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね十人以上とする。

4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

(夜間の職員配置)

第十九条 一時保護施設(ユニットを整備していないものに限る。)には、夜間、職員二人以上を置かなければならない。

2 一時保護施設(前項に規定するものを除く。)には、夜間、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、二人を下ることはできない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第二十五条第一項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前二項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

(一時保護施設の管理者等)

第二十条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童福祉に係る相談援助業務(法第十三条第三項第三号に規定する相談援助業務をいう。)に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第二十一条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

二 社会福祉士の資格を有する者

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号及び次条において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)(又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの)

九 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)に規定する幼稚園、小学校、

中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であつて、知事が適当と認めたもの
十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適当と認めたもの

2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行ふものとする。

（心理療法担当職員の資格）

第二十二條 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第二十三條 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であつて学習指導員を二人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び教育職員免許法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ一人以上置くよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第二十四條 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員と兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第二十五條 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清しきししなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。ただし、下着は、児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事の提供）

第二十六條 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第二十四条第一項の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

第二十七條 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に報告しなければならない。

3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、十分に注意を払わなければならない。

（養護）

第二十八條 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健全な成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利

用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならぬ。
(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第二十九条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)
第三十条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)
第三十一条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所する児童の支援に関する事項
- 二 その他施設の管理についての重要事項

(一時保護施設に備える帳簿)
第三十二条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しなければならない。

(秘密保持等)
第三十三条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
(苦情への対応)

第三十四条 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に

迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。
(電磁的記録)

第三十五条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則

(施行期日)
第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(設備に関する経過措置)
第二条 この条例の施行の際現に存する一時保護施設（建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第十五条の規定は適用せず、山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十三号）第五十六条の規定を準用する。

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)
第三条 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例で定める基準により難いときは、当該一時保護施設は、令和八年三月三十一日（次項において「経過措置期限」という。）まで、これによらないことができる。この場合においては、山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例第五十七条及び第六十四条の規定を準用する。

2 県は、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、創意と工夫を行つてもなおこの条例で定める基準を満たす職員の確保が著しく困難な事情がある場合であつて、職員の確保に係る計画を策定したときは、経過措置期限を延長することができる。この場合においては、延長後の経過措置期限は、この条例の施行の日から起算して四年を超えることができない。

(指導教育担当職員に関する経過措置)
第四条 令和八年三月三十一日までの間は、第二十条第三項の規定にかかわらず、一時

保護施設には、法第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司であつて、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

山梨県立スタートアップ支援センター設置及び管理条例をここに公布する。
令和七年三月二十八日

山梨県条例第十一号

山梨県立スタートアップ支援センター設置及び管理条例

(設置)

第一条 県内における創業及び事業の成長発展を支援するための環境を整備し、もって

地域経済の活性化に寄与するため、スタートアップ支援センターを設置する。

(名称及び位置)

第二条 スタートアップ支援センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
山梨県立スタートアップ支援センター	甲府市

(事業)

第三条 山梨県立スタートアップ支援センター（以下「センター」という。）においては、センターの設置の目的を達成するために必要な事業を行う。

(施設の種類)

第四条 センターの施設の種類の、次のとおりとする。

- 一 入居用個室
- 二 コワーキングスペース
- 三 会議室
- 四 イベントスペース
- 五 調理室
- 六 撮影室
- 七 作業室

(休館日)

第五条 センター（入居用個室又はコワーキングスペース（一月を単位として利用する場合に限る。次条第二項において同じ。）を除く。同条第一項において同じ。）の休

館日は、次に掲げるとおりとする。

- 一 日曜日及び月曜日
- 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日
- 三 その他知事が必要と認める日

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更することができる。

(利用時間)

第六条 センターの利用時間は、午前九時から午後九時までとする。

2 入居用個室又はコワーキングスペースの利用時間は、午前零時から午後十二時までとする。

3 前二項に規定する利用時間について、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の承認等)

第七条 第四条各号に掲げるセンターの施設を利用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

- 一 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 センターの設置の目的に反すると認められるとき。
- 三 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。
- 五 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

3 知事は、第一項の承認をする場合において、センターの適切な管理のために必要な条件を付することができる。

(承認の取消し)

第八条 知事は、前条第一項の承認を受けた者が同条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すことができる。

(入居用個室を利用することができる者の資格)

第九条 入居用個室を利用することができる者は、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項に規定するものをいう。）のうち次のいずれにも該当する者であつて、センターの設置の目的を達成するために入居用個室を利用することが適当であると知事が認めるものとする。

- 一 地域経済の活性化に資する事業計画を有する者であること。
- 二 県内において事業を行い、又は行おうとする者であること。

(入居用個室の利用期間)

第十条 入居用個室の利用期間は、第七条第一項の承認を受けた日から二年以内とする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、二年を超えない範囲内で利用期間を延長することができる。

(使用料)

第十一条 第七条第一項の規定により第四条第一号から第六号までに掲げる施設の利用の承認を受けた者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の還付)

第十二条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の免除)

第十三条 知事は、規則で定める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用の制限等)

第十四条 知事は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を拒み、又は退去を命ずることができる。

- 一 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあるとき。
- 三 その他知事がセンターの管理上支障があると認めるとき。

(警察本部長への情報提供依頼)

第十五条 知事は、次に掲げる場合においては、第七条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に
関し、山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 第七条第一項の承認をしようとする場合

二 第八条の規定による承認の取消しをしようとする場合

(知事への情報提供)

第十六条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第七条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表(第十一条関係)

一 入居用個室を利用する場合

単位	金額
一月につき	一平方メートル当たり一、二〇〇円に利用する入居用個室の面積を乗じて得た額

備考

- 1 利用する入居用個室の面積に一平方メートル未満の端数があるときは、その端数を一平方メートルに切り上げる。
- 2 月の途中で利用を開始し、又は終了したときは、利用を開始し、又は終了した日の属する月分の使用料は、日割により計算した額とする。この場合において、その額に一〇円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 二 コワーキングスペースを利用する場合

単位	金額
一日につき	四〇〇円
一月につき	三、四〇〇円

備考 一月を単位として利用する場合において、会社法(平成十七年法律第八十六号)の規定に基づきコワーキングスペースの所在地を住所とする法人の設立又は住所の変更の登記をすることその他規則で定める行為により当該所在地を住所としている間は、一月当たり二、五〇〇円を加算する。

三 会議室等を利用する場合

施設区分	利用区分			
	午前	午後	夜	全日
午	午前九時～正	午後	午後五時～午	午前九時～午
時	正午～午後五	午後	午後五時～午	午前九時～午
後九時	午後五時～午	夜	午後五時～午	午前九時～午
後九時	午後五時～午	夜	午後五時～午	午前九時～午

会議室	一時間当たり一〇〇円			
第一イベントスペース	一、五〇〇円	二、五〇〇円	二、〇〇〇円	六、〇〇〇円
ス				
第二イベントスペース	四、八〇〇円	八、〇〇〇円	六、四〇〇円	九、二〇〇円
ス				
第三イベントスペース	九〇〇円	一、五〇〇円	一、二〇〇円	三、六〇〇円
調理室	六〇〇円	一、〇〇〇円	八〇〇円	二、四〇〇円
撮影室	三〇〇円	五〇〇円	四〇〇円	一、二〇〇円

備考

- 1 利用時間がこの表の区分による時間を経過する場合は超過時間に対する使用料は、全日の金額を時間割により算定した額とする。この場合において、その超過時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算定する。
- 2 入場料金を徴収する場合の使用料は、この表の使用料に二割の割増率を乗じて得た額を当該使用料に加算した額とする。この場合において、その額に一〇円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

山梨県雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十二号

山梨県雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。）第三十八条第三項、第四十五条第一項及び第五十四条第一項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第三条 法第三十八条第三項の標識は、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- 一 雨水貯留浸透施設の名称
- 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- 三 雨水貯留浸透施設の容量（容量のないものにあつては、規模）及び構造の概要
- 四 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨
- 五 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
- 六 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けなければならない。

(保全調整池の標識の設置)

第四条 法第四十五条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- 一 保全調整池の名称及び指定番号
- 二 保全調整池の容量及び構造の概要
- 三 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨
- 四 保全調整池の管理者及びその連絡先
- 五 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けなければならない。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第五条 法第五十四条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- 一 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
- 二 貯留機能保全区域の位置
- 三 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
- 四 標識の設置者及びその連絡先
- 五 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けなければならない。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和七年九月一日から施行する。

山梨県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十三号

山梨県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例

(趣旨)

第一条 この条例は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）に基づき知事の権限に属する事務について徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(手数料)

第三条 次の各号に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、それぞれ当該各号に定める名称の手料を納付しなければならない。

一 法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の申請に対する審査 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

二 法第五十五条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、一の建築物ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（法第五十四条第二項の規定による申出を行う場合は、山梨県建築基準法施行条例（昭和三十六年山梨県条例第十九号）別表第二第一号の表床面積の合計の欄及び別表第二第二号の表種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を加えた額）とする。

一 一戸建ての住宅の場合 当該住宅の床面積の合計に応じ、別表第一に定める額

二 一戸建ての住宅以外の住宅の場合 当該住宅の床面積の合計に応じ、別表第二に定める額

三 住宅の用途に供しない建築物で用途が主として工場、倉庫その他これらに類するものとして別に知事が指定するもの（第五号ロ並びに次項第二号ハ及びホ(2)において「工場等」という。）である場合 当該建築物の床面積の合計に応じ、別表第三に定める額

四 住宅の用途に供しない建築物で用途が前号に掲げるもの以外の場合 当該建築物の床面積の合計に応じ、別表第四に定める額

五 複合建築物（住宅の用途に供する部分及びそれ以外の部分を有する建築物をいう。次項第二号ホにおいて同じ。）の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

イ 住宅の用途に供する部分 当該部分の床面積の合計に応じ、別表第二に定める額

ロ 住宅の用途に供しない部分で工場等の用途に供する部分 当該部分の床面積の合計に応じ、別表第三に定める額

ハ 住宅の用途に供しない部分でロ以外の用途に供する部分 当該部分の床面積の合計に応じ、別表第四に定める額

3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、一の建築物ごとに、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（法第五十四条第二項の規定による申出を行う場合は、山梨県建築基準法施行条例別表第二第一号の表床面積の合計の欄及び別表第二第二号の表種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を加えた額）を合算した額とする。

一 床面積が増加する部分 当該部分に応じて前項の規定の例により算出した額

二 既に法第五十四条第一項の規定による認定を受けた部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一戸建ての住宅の場合 当該住宅の床面積の合計に応じ、別表第一に定める額の二分の一に相当する額

ロ 一戸建ての住宅以外の住宅の場合 当該住宅の床面積の合計に応じ、別表第二に定める額の二分の一に相当する額

ハ 住宅の用途に供しない建築物で用途が工場等である場合 当該建築物の床面積の合計に応じ、別表第三に定める額の二分の一に相当する額

ニ 住宅の用途に供しない建築物で用途がハに掲げるもの以外の場合 当該建築物の床面積の合計に応じ、別表第四に定める額の二分の一に相当する額

ホ 複合建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

(1) 住宅の用途に供する部分 当該部分の床面積の合計に応じ、別表第二に定める額の二分の一に相当する額

(2) 住宅の用途に供しない部分で工場等の用途に供する部分 当該部分の床面積の合計に応じ、別表第三に定める額の二分の一に相当する額

(3) 住宅の用途に供しない部分で(2)以外の用途に供する部分 当該部分の床面積の合計に応じ、別表第四に定める額の二分の一に相当する額

(手数料の不還付)

第四条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第五条 知事は、公益上特に必要があると認めるとき又は災害その他特別の理由がある
と認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。
(山梨県手数料条例の一部改正)
別表第二の百八十四の項及び百八十五の項を削る。
- 3 この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の山梨県手数料条例第二条並びに別表第二の百八十四の項及び百八十五の項の規定により納付された手数料については、なお従前の例による。

別表第一 (第三条関係)

第一欄	第二欄	第三欄
	申請に併せて適合証等(別に知事が指定する者が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第五十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類その他の書類であつて別に知事が指定するものをいう。以下同	申請に併せて適合証等を提出しない場合 適合させようとする基準が 適合させようとする基準が それ以外の場合
	適合させようとする基準が 適合させようとする基準が それ以外の場合	適合させようとする基準が 適合させようとする基準が それ以外の場合

別表第二 (第三条関係)

第一欄	第二欄	第三欄
二百平方メートル未満	四千元	三万三千元
二百平方メートル以上	四千元	三万七千元
		一万七千元
		一万八千元
		二万七千元

第一欄	第二欄	第三欄
三百平方メートル未満	九千元	六万七千元
三百平方メートル以上二千平方メートル未満	一万九千元	十一万二千元
		五万五千元
		八万四千元
二千平方メートル以上五千平方メートル未満	四万三千元	十九万二千元
		十万千円
		十四万六千円

五千平方メートル以上	七万八千円	二十七万五千円	十五万三千円	二十一万四千円
------------	-------	---------	--------	---------

別表第三（第三条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	
三百平方メートル未満	九千円	申請に併せて適合証等を提出する場合 適合させようとする基準が基準省令第十条第一号イ(2)に掲げる基準である場合	申請に併せて適合証等を提出しない場合
三百平方メートル以上千平方メートル未満	一万六千円		それ以外の場合
千平方メートル以上二千平方メートル未満	二万六千円	八万五千円	十萬七千円
二千平方メートル以上五千平方メートル未満	七万八千円	十四万三千円	十三万五千円
五千平方メートル以上一万平方メートル未満	十二万四千円	二十万二千円	十七万六千円
		三十万二千円	二十七万五千円
		三十五万三千円	三十七万五千円

一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満	十五万七千円	三十六万三千円	四十二万二千円
二万五千平方メートル以上	十九万七千円	四十二万六千円	四十九万千円

別表第四（第三条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	
三百平方メートル未満	九千円	申請に併せて適合証等を提出する場合 適合させようとする基準が基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準である場合	申請に併せて適合証等を提出しない場合
三百平方メートル以上千平方メートル未満	一万六千円		それ以外の場合
千平方メートル以上二千平方メートル未満	二万六千円	八万五千円	二十二万三千円
二千平方メートル以上五千平方メートル未満	七万八千円	十四万三千円	二十七万九千円
		二十万二千円	三十六万千円
		三十五万三千円	三十七万五千円

五千平方メートル以上一万平方メートル未満	十二万四千元	三十万二千元	六十三万五千元
一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満	十五万七千元	三十六万三千元	七十五万円
二万五千平方メートル以上	十九万七千元	四十二万六千元	八十五万六千元

山梨県部等設置条例及び山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第十四号

山梨県部等設置条例及び山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県部等設置条例の一部改正)

第一条 山梨県部等設置条例(昭和二十八年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び感染症対策センター」を削り、「、局及びDX・情報政策推進統括官」を「及び局」に改め、同条第二項中「及び感染症対策センター」を削り、「、局及びDX・情報政策推進統括官」を「及び局」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「知事政策局」を「高度政策推進局」に改め、同号(三)を削り、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 総合県民支援局

総合的な県民生活の支援に関する事項

第一条第二項第四号を次のように改める。

四 新価値・地域創造推進局

地域の新価値の創造に関する事項

第一条第二項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同項第九号に次のように加える。

(四) 感染症に関する事項

第一条第二項中第九号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 森林環境部

(一) 森林及び林業に関する事項

(二) 環境の保全に関する事項

第一条第二項中第十号から第十二号までを削り、第十三号を第九号とし、第十四号から第十六号までを四号ずつ繰り上げる。

(山梨県附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表に次のように加える。

山梨県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第七十一号)第十条第二項及び第三項の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及び建議に関する事務	十五人以内	一 学校教育の関係者 二 社会教育の関係者 三 文化活動の関係者 四 学識経験のある者	二年
------------	---	-------	--	----

別表第一第二号の表中山梨県生涯学習審議会の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(山梨県公益認定等審議会条例の一部改正)

2 山梨県公益認定等審議会条例(平成十九年山梨県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「県民生活部」を「総務部」に改める。

(山梨県公立大学法人評価委員会条例の一部改正)

3 山梨県公立大学法人評価委員会条例(平成二十一年山梨県条例第五十号)の一部を

次のように改正する。

第七条中「県民生活部」を「総合県民支援局」に改める。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十五号

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表八の項イ中「受付」の下に「（電子的方法により行われる申請に係るものを除く。）」を、同項へ中「受付」の下に「（電子的方法により行われる通知に係るものを除く。）」を加え、同表十の六の項ル中「第五十一条第四項」を「第五十一条第五項」に改め、同項中ルをヲとし、同項又中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改め、同項中ヌをルとし、リの次に次のように加える。

又 法第五十一条第三項の規定による公表（イ、ロ、ニ及びホに係るものに限る。）

第二条の表十三の五の項中「、薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の薬事法（以下この項において「旧法」という。）」を削り、「、薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二号）による改正前の薬事法施行令（以下この項において「旧令」という。）」を「及び」に改め、「及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第八号。以下この項において「改正省令」という。）」を削り、同項中イ及びロを削り、ハをイとし、ニからハまでをロからニまでとし、トからヨまでを削り、タをホとし、レからクまでをへからレまでとし、ヤを削り、同表十三の六の項の次に次のように加える。

十三の七 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十九号。以下この項において「法」という。）	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下この項において「省令」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの	各市町村（甲府市を除く。）
イ 法第十二条第一項の規定による許可の申請の受理		
ロ 法第十六条第一項の規定による変更の許可の申請の受理		

- ハ 法第十六条第二項の規定による軽微な変更の届出の受理
- ニ 法第十七条第一項の規定による検査の申請の受理
- ホ 法第十七条第四項の規定による確認の申請の受理
- ヘ 法第十八条第一項の規定による検査の申請の受理
- ト 法第十九条第一項の規定による報告の受理
- チ 法第二十一条第一項、第三項及び第四項の規定による工事等の届出の受理
- リ 法第二十七条第一項の規定による工事の届出の受理
- ヌ 法第二十八条第一項の規定による変更の届出の受理
- ル 法第三十条第一項の規定による許可の申請の受理
- ヲ 法第三十五条第一項の規定による変更の許可の申請の受理
- ワ 法第三十五条第二項の規定による軽微な変更の届出の受理
- カ 法第三十六条第一項の規定による検査の申請の受理
- ヨ 法第三十六条第四項の規定による確認の申請の受理
- タ 法第三十七条第一項の規定による検査の申請の受理
- レ 法第三十八条第一項の規定による報告の受理
- ソ 法第四十条第一項、第三項及び第四項の規定による工事等の届出の受理
- ツ 省令第八十八条の規定による書面の交付の申請の受理
- ネ イからツまでに掲げる事務のほか施行規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

第二条の表十四の項イ及びロ中「第五条第一項」を「第九条第一項」に改め、同表二十の項イからハまでの規定中「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同表二十二の五の項及び二十二の六の項を次のように改める。

二十二の五 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）	第八条第一項の規定による病院の開設の許可の申請の受理	甲府市
二十二の六 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）	以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの	南アルプ 入市 中 央市
イ 法第三十条の規定による雨水浸透阻害行為の許可		
ロ 法第三十四条（法第三十七条第四項において準用する場合及び法		

- 第三十九条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による雨水浸透阻害行為の許可の条件の付加
- ハ 法第三十五条（法第三十七条第四項において準用する場合及び法第三十九条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による雨水浸透阻害行為に係る協議
- ニ 法第三十六条第二項（法第三十七条第四項において準用する場合及び法第三十九条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による雨水浸透阻害行為の許可又は不許可の通知
- ホ 法第三十七条第一項の規定による雨水浸透阻害行為の変更の許可
- ヘ 法第三十七条第三項の規定による雨水浸透阻害行為の軽微な変更の許可の届出の受理
- ト 法第三十八条第一項の規定による雨水浸透阻害行為に関する工事の届出の受理
- チ 法第三十八条第二項の規定による雨水浸透阻害行為に関する工事の検査
- リ 法第三十八条第三項の規定による雨水貯留浸透施設の標識の設置
- ヌ 法第三十八条第五項（法第四十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による雨水貯留浸透施設の標識の移転等の承諾
- ル 法第三十八条第六項（法第四十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による雨水貯留浸透施設の標識の設置に伴う損失の補償
- ヲ 法第三十八条第七項（法第四十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による雨水貯留浸透施設の標識の設置に伴う損失の補償に係る協議
- ワ 法第三十八条第八項（法第四十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による雨水貯留浸透施設の標識の設置に伴う損失の補償に係る裁決の申請
- カ 法第三十九条第一項の規定による雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可
- ヨ 法第四十一条第一項の規定による雨水浸透阻害行為に係る監督処分
- タ 法第四十一条第二項の規定による雨水浸透阻害行為等に係る措置及び公告

- レ 法第四十一条第三項の規定による停止又は措置の命令をした旨の公示
- ソ 法第四十二条第一項の規定による雨水浸透阻害行為に係る立入検査
- ツ 法第四十三条第一項の規定による雨水浸透阻害行為に係る報告及び資料の徴収並びに助言及び勧告
- ネ 法第四十三条第二項の規定による許可を受けた雨水貯留浸透施設に係る報告及び資料の徴収並びに助言及び勧告
- ナ 法第四十四条第一項の規定による保全調整池の指定
- ラ 法第四十四条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による保全調整池の指定の公示及び通知
- ム 法第四十五条第一項の規定による保全調整池の標識の設置
- ウ 法第四十六条第一項の規定による保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の届出の受理
- キ 法第四十六条第二項の規定による保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の届出の内容の通知
- ノ 法第四十六条第四項の規定による保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の届出をした者に対する助言及び勧告
- オ 法第七十七条第一項の規定による測量又は調査のための土地への立入及び一時使用
- ク 法第七十七条第二項の規定による測量又は調査のための土地への立入の通知
- カ 法第七十七条第三項の規定による測量又は調査のための土地への立入の告知
- マ 法第七十七条第六項の規定による測量又は調査のための土地の一時使用の意見の聴取
- ケ 法第七十七条第八項の規定による測量又は調査のための土地への立入及び土地の一時使用に伴う損失の補償
- コ 法第七十七条第九項の規定による測量又は調査のための土地への立入及び土地の一時使用に伴う損失の補償に係る協議
- ク 法第七十七条第十項の規定による測量又は調査のための土地への立入及び土地の一時使用に伴う損失の補償に係る支払

第一条の表三十一の項中「富士吉田市」を「富士吉田市 韮崎市」に改める。

附則

(施行期日)

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - 第二条の表八の項、十の六の項、十三の五の項、十三の七の項及び三十一の項の改正規定並びに次項の規定 令和七年四月一日
 - 第二条の表二十二の五の項及び二十二の六の項の改正規定 令和七年九月一日
 - 第二条の表二十四の項及び二十の項の改正規定 令和七年十二月二十五日(処分、申請等に関する経過措置)
- 前項第一号に掲げる規定の施行の際この条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例第二条の表三十一の項の上欄に掲げる事務に係る条例の規定により知事とした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は同号に掲げる規定の施行の日前に当該条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては韮崎市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該条例の適用については、韮崎市長のした処分その他の行為又は韮崎市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十六号

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

- 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例(昭和二十七年山梨県条例第四十九号)第三条
- 山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例(令和元年山梨県条例第一号)第五

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに

に公布する。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十七号

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十一年山梨県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十八号

山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例
(山梨県職員給与条例の一部改正)

第一条 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第八条の五第二項中「五十五歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達した日以後の最初の三月三十一日に在職する職員(次項において「特定年齢職員」という。)」を「次項各号に掲げる職員」に、「行政職給料表」を「医療職給料表(一)」に、「七級以上」を「七級」に、「及び同表以外の各給料表」を「医療職給料表(三)」に、「これに相当するものとして人事委員会規則で定める職員」を「六級以上であるもの及び福祉職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの」に改め、同条第三項中「特定年齢職員」を「次の各号に掲げる職員」に改め、「昇給は、」の下に「当該各号に掲げる職員の区分に応じ」を加え、同項に次の各号を加える。

- 五十五歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達した日以後の最初の三月三十一日後に在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)
- 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同

表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

第十二条ただし書中「次条第一項第一号及び第三号から第六号まで」を「次条第一項第二号から第五号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「同条第二項において「扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行九級職員等」という。）」を削る。

第十三条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第一号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万三千円、扶養親族たる父母等」に改め、「（次条第三項第四号及び第六号において「行八級職員等」という。）及び「前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」を削り、同条第三項中「（以下この項及び次条第三項第七号において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前条及び前三項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十四条の二第二項中「百分の二・七五」を「百分の一・八」に改め、同項第三号中「百分の十五」を「百分の十二」に改め、同項第四号中「百分の十二」を「百分の八」に改め、同項第五号中「百分の十」を「百分の四」に改め、同項第六号及び第七号を削る。

第十四条の四第一項第二号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第十五条第二項第一号中「以下この号及び第四項」を「第四項及び第六項」に、「（以下この号及び第四項）」を削り、同項第二号口中「（その距離が八十一キロメートル以上である場合は、八十一キロメートルとする。）」を削り、同条第四項中「（第一号及び次項）」を「（第一号、次項及び第六項）」に改め、「（その利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの）」を削り、同項第一号中「に係る」を「の利用に係る特別料金等に係る」に、「の二分の一に相当する額」を「に相当する額（第六項において「特別料金等相当額」という。）」に改め、同条第五項中「（その利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの）」を削り、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上あ

る場合においては、その合計額）、第二項第二号及び第三号に定める額並びに特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第十六条第三項中「職員以外の地方公務員、国家公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八條第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。第二十五条の二第二項において同じ。）の役員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これを「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第二十五条の二第二項中「一般地方独立行政法人」の下に「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八條第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。）」を加える。

第二十九条の二第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項中「に定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした者にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削る。

第三十二条第一項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の七十一・二五」を「百分の七十」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

第三十三条第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の五十一・二五」を「百分の五十」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

第三十三条の二第二項中「から第十四条まで、第十四条の三から第十四条の五まで、第十九条、第二十五条及び第二十五条の二」を「第十三条及び第十四条の五」に改め、同条第三項中「から第十四条まで」を「第十三条」に改め、同条第四項中「第十四条」を「第十三条」に改める。

附則第七項を削る。

附則第八項中「附則第十一項」を「附則第十項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第九項を附則第八項とし、附則第十項を附則第九項とする。

附則第十一項中「附則第十三項」を「附則第十二項」に、「附則第八項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第十二項を附則第十一項とする。

附則第十三項中「附則第八項」を「附則第七項」に、「附則第十一項」を「附則第十項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十四項中「附則第十一項」を「附則第十項」に、「附則第八項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第十五項中「附則第十一項」を「附則第十項」に、「第十三項又は第十四項」を「第十二項又は第十三項」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十六項を削る。

附則第十七項中「附則第八項」を「附則第七項」に、「附則第十一項」を「附則第十項」に改め、同項を附則第十五項とする。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第六条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円								
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		

定年
前再
任用
短時
間勤
務員
以外
の職
員

41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
86	256,000	297,100	346,000				
87	256,300	297,400	346,400				
88	256,600	297,700	346,800				

89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							
91	257,500	298,600	347,800							
92	257,800	299,000	348,200							
93	258,100	299,200	348,400							
94		299,400	348,800							
95		299,700	349,200							
96		300,100	349,500							
97		300,300	349,800							
98		300,600	350,200							
99		301,000	350,600							
100		301,400	351,000							
101		301,600	351,500							
102		301,900	351,900							
103		302,200	352,300							
104		302,500	352,700							
105		302,700	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,300	353,900							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200								
111		304,600								
112		304,900								
113		305,100								
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額	基準給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第二（第六条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	
	41	394,100	465,600	521,500	
	42	394,800	466,800	522,300	
	43	395,400	468,000	523,100	
	44	396,100	469,100	523,900	
	45	397,000	470,100	524,800	
	46	397,600	471,100	525,600	
	47	398,200	472,000	526,400	
	48	398,800	472,800	527,100	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	399,400	473,500	527,900	
	50	399,900	474,200	528,700	
	51	400,400	474,900	529,400	
	52	400,900	475,500	530,300	
	53	401,400	476,200	531,200	
	54	401,800	476,900	532,000	
	55	402,200	477,500	532,900	
	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
84		493,000			
85		493,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、病院、保健所等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
78	254,800	291,900	328,600	349,900		
79	255,100	292,200	329,000	350,100		
80	255,300	292,500	329,500	350,400		
81	255,500	292,800	330,000	350,900		
82	255,800	293,100	330,400	351,200		
83	256,100	293,400	330,600	351,500		
84	256,300	293,700	330,900	351,800		

	85	256,500	293,900	331,300	352,200			
	86		294,100	331,700	352,500			
	87		294,300	332,000	352,800			
	88		294,500	332,300	353,100			
	89		294,900	332,600	353,500			
	90		295,100	332,800	353,800			
	91		295,300	333,200	354,100			
	92		295,500	333,500	354,400			
	93		295,900	333,700	354,700			
	94		296,100	334,000	355,100			
	95		296,300	334,300	355,500			
	96		296,600	334,600	355,900			
	97		296,900	334,800	356,400			
	98		297,100	335,100	356,800			
	99		297,300	335,400	357,200			
	100		297,600	335,600	357,600			
	101		297,900	335,800	358,100			
	102		298,100	336,000				
	103		298,300	336,400				
	104		298,600	336,600				
	105		298,900	336,800				
	106			337,200				
	107			337,600				
	108			338,000				
	109			338,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、病院及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000

	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
	52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
	53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
	54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
	55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
	56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	
	57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500	
	58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800		
	59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500		
	60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700		
	62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300		
	63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000		
	64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600		
	65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300		
	66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800		
	67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400		
	68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900		
	69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300		
	70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900		
	71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400		
	72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700		
	73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000		
	74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500		
	75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900		
	76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200		
	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500		
	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000		
	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500		
	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900		
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200			
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600			
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100			
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500			
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900			
86	286,100	312,900	350,700	369,600				
87	286,600	313,900	351,500	370,200				
88	287,100	314,900	352,300	370,700				

89	287,600	315,800	352,900	371,000
90	288,100	316,900	353,500	371,500
91	288,600	317,900	354,100	371,900
92	289,100	318,900	354,700	372,200
93	289,600	319,700	355,100	372,800
94	290,200	320,400	355,500	373,300
95	290,800	321,100	356,000	373,800
96	291,400	321,700	356,400	374,300
97	292,000	322,200	356,900	374,900
98	292,500	322,500	357,300	375,400
99	293,000	323,100	357,800	375,900
100	293,500	323,700	358,200	376,300
101	294,000	324,100	358,500	376,900
102	294,500	324,700	359,000	377,400
103	295,000	325,300	359,400	377,900
104	295,400	325,800	359,700	378,400
105	295,800	326,200	360,100	379,000
106	296,300	326,700	360,600	379,400
107	296,800	327,200	361,100	379,900
108	297,100	327,700	361,600	380,400
109	297,300	328,100	362,100	381,000
110	297,600	328,500	362,600	
111	297,800	328,800	363,100	
112	298,100	329,100	363,500	
113	298,400	329,400	363,900	
114	298,600	329,800	364,300	
115	298,900	330,100	364,800	
116	299,100	330,400	365,300	
117	299,400	330,600	365,700	
118	299,700	330,900	366,200	
119	300,000	331,200	366,700	
120	300,300	331,400	367,200	
121	300,600	331,600	367,500	
122	301,000	331,900		
123	301,300	332,200		
124	301,600	332,500		
125	301,800	332,700		
126	302,000	333,000		
127	302,300	333,400		
128	302,700	333,600		
129	302,900	333,800		
130	303,200	334,000		
131	303,600	334,400		
132	304,000	334,600		
133	304,200	334,900		
134	304,500	335,300		
135	304,800	335,700		
136	305,100	336,100		

137	305,300	336,400					
138	305,600	336,800					
139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、病院、保健所及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600
	15	208,600	265,100	349,900	395,900	
	16	210,400	267,300	350,900	397,400	
	17	212,100	269,500	352,000	398,900	
	18	213,900	271,900	353,300	400,500	
	19	215,700	274,300	354,500	402,100	
	20	217,500	276,700	355,700	403,800	
	21	219,300	279,000	356,900	405,000	
	22	221,100	281,100	358,000	406,400	
	23	222,800	283,200	359,100	407,800	
	24	224,500	285,200	360,200	409,100	
	25	226,200	287,200	361,300	410,400	
	26	228,300	289,100	362,300	411,700	
	27	230,200	291,000	363,300	413,200	
	28	232,100	292,900	364,300	414,700	
	29	234,000	294,800	365,200	415,900	
	30	235,100	296,300	366,100	417,100	
	31	236,200	297,800	366,900	418,700	
	32	237,300	299,300	367,700	420,200	
	33	238,700	300,800	368,400	421,500	
	34	240,200	302,300	369,200	422,900	
	35	241,700	303,800	370,000	424,300	
	36	243,200	305,200	370,800	425,700	

	37	244,700	306,600	371,600	427,100
	38	246,300	307,500	372,400	428,500
	39	247,900	308,400	373,200	429,900
	40	249,500	309,300	374,000	431,300
	41	251,100	310,100	374,800	432,400
	42	252,600	310,600	376,100	433,700
	43	254,100	311,100	377,400	435,100
	44	255,600	311,600	378,600	436,400
	45	257,100	312,100	379,300	437,200
	46	258,400	312,600	380,300	438,000
	47	259,600	313,100	381,100	438,900
	48	260,800	313,600	381,800	439,800
	49	262,000	314,000	382,500	440,600
	50	263,100	314,500	383,200	441,400
	51	264,200	315,000	383,900	442,000
	52	265,300	315,500	384,600	442,800
	53	266,400	315,900	385,200	443,200
	54	267,500	316,400	385,900	443,800
	55	268,500	316,800	386,700	444,300
定年再任用短時間勤務員以外の職員	56	269,500	317,200	387,500	444,800
	57	270,500	317,600	388,100	445,300
	58	271,200	318,000	388,900	
	59	271,800	318,400	389,600	
	60	272,400	318,800	390,300	
	61	273,000	319,200	390,900	
	62	273,600	319,800	391,600	
	63	274,200	320,400	392,300	
	64	274,800	321,000	393,000	
	65	275,400	321,500	393,700	
	66	276,000	322,100	394,300	
	67	276,600	322,700	394,900	
	68	277,200	323,300	395,600	
	69	277,800	323,800	396,300	
	70	278,500	324,400	396,800	
	71	279,200	325,000	397,400	
	72	279,900	325,600	398,000	
	73	280,500	326,100	398,500	
	74	281,200	326,800	399,100	
	75	281,900	327,500	399,700	
	76	282,600	328,200	400,200	
	77	283,200	328,900	400,700	
	78	283,900	329,600	401,200	
	79	284,600	330,300	401,700	
	80	285,200	331,000	402,400	

	81	285,800	331,700	402,800		
	82	286,500	332,500			
	83	287,200	333,200			
	84	287,800	333,800			
	85	288,400	334,300			
	86	289,100	334,800			
	87	289,800	335,200			
	88	290,400	335,600			
	89	291,000	335,900			
	90	291,700	336,400			
	91	292,400	336,800			
	92	293,000	337,200			
	93	293,600	337,500			
	94	294,300	337,900			
	95	294,900	338,300			
	96	295,500	338,700			
	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			
	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			
	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考 この表は、研究所、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 (第六条関係)

福祉職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	199,600	254,300	287,800	313,800	355,200	408,300
	2	201,300	255,900	288,800	315,500	356,900	410,200
	3	203,000	257,500	289,700	317,000	358,500	412,100
	4	204,700	258,800	290,600	318,500	360,100	413,900
	5	206,300	260,300	291,500	319,700	361,700	415,700
	6	207,900	261,500	292,400	321,100	363,500	417,500
	7	209,500	262,600	293,300	322,500	365,000	419,300
	8	211,100	263,700	294,200	323,900	366,600	421,100
	9	212,700	264,800	295,000	325,300	368,000	422,700
	10	214,500	265,900	296,000	326,800	369,600	424,200
	11	216,300	267,000	297,200	328,200	371,200	425,700
	12	217,400	268,100	298,300	329,600	372,700	427,200
	13	218,500	269,200	299,500	331,000	374,600	428,700
	14	219,700	270,100	300,600	332,600	376,500	430,000
	15	220,900	271,000	301,700	334,200	378,400	431,300
	16	222,000	271,800	302,800	335,700	380,200	432,500
	17	223,100	272,400	303,900	337,200	381,700	433,700
	18	224,100	273,100	305,000	338,800	383,500	435,000
	19	225,100	273,900	306,100	340,400	385,200	436,300
	20	226,100	274,600	307,100	341,900	386,800	437,500
	21	227,100	275,600	308,100	343,400	388,500	438,700
	22	228,500	276,500	309,100	344,900	389,900	439,500
	23	229,800	277,400	310,100	346,400	391,300	440,300
	24	231,100	278,300	311,100	347,900	392,700	441,100
	25	232,400	279,300	312,100	349,400	394,100	441,700
	26	233,700	280,200	313,100	351,000	395,300	442,300
	27	235,000	281,100	314,100	352,600	396,500	442,900
	28	236,200	282,000	315,100	354,100	397,500	443,500
	29	237,400	282,900	316,100	355,300	398,600	444,200
	30	238,400	283,700	317,200	356,800	399,800	445,000
	31	239,400	284,600	318,300	358,300	400,900	445,400
	32	240,400	285,500	319,400	359,800	402,000	446,100
	33	241,400	286,500	320,500	361,200	402,700	446,600
	34	242,400	287,500	321,600	362,700	403,400	447,000
	35	243,300	288,500	322,700	364,200	404,100	447,400
	36	244,200	289,400	323,800	365,700	404,800	447,800
	37	245,100	290,300	324,800	367,100	405,400	448,200
	38	246,000	291,300	325,900	368,500	406,000	448,600
	39	246,900	292,300	327,000	369,900	406,500	449,000
	40	247,700	293,200	328,000	371,300	406,900	449,300
	41	248,500	294,100	329,000	372,300	407,300	449,600
	42	249,100	295,100	329,900	373,400	407,500	450,000
	43	249,700	296,100	330,800	374,300	407,800	450,300
	44	250,300	297,000	331,700	375,400	408,100	450,600
	45	250,800	297,900	332,600	376,100	408,400	450,900
	46	251,300	298,800	333,300	376,700	408,700	
	47	251,800	299,700	333,900	377,400	409,000	
	48	252,300	300,600	334,500	378,200	409,300	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	252,800	301,400	335,100	379,000	409,500
50	253,400	302,300	335,800	379,700	409,800
51	253,900	303,200	336,400	380,500	410,100
52	254,400	304,000	337,000	381,200	410,400
53	254,800	304,900	337,600	382,000	410,600
54	255,300	305,900	338,100	382,700	410,900
55	255,800	306,900	338,600	383,400	411,200
56	256,300	307,800	339,100	384,000	411,500
57	256,800	308,700	339,500	384,300	411,700
58	257,200	309,700	339,700	384,900	412,000
59	257,600	310,600	340,200	385,500	412,300
60	258,000	311,500	340,700	386,200	412,500
61	258,400	312,400	341,000	386,600	412,700
62	258,800	313,300	341,400	387,300	413,000
63	259,200	314,200	341,900	387,900	413,300
64	259,600	315,000	342,300	388,500	413,500
65	260,000	315,700	342,700	388,900	413,700
66	260,400	316,600	343,200	389,400	
67	260,800	317,400	343,600	390,000	
68	261,200	318,200	344,100	390,500	
69	261,600	319,000	344,300	390,900	
70	262,000	319,500	344,800	391,400	
71	262,400	320,000	345,300	391,900	
72	262,800	320,500	345,700	392,400	
73	263,200	321,000	346,000	392,900	
74	263,600	321,600	346,400	393,300	
75	264,000	322,100	346,900	393,700	
76	264,400	322,600	347,300	394,100	
77	264,800	322,900	347,500	394,300	
78	265,200	323,200	347,800	394,500	
79	265,600	323,700	348,200	394,800	
80	265,900	324,000	348,600	395,100	
81	266,200	324,300	348,900	395,300	
82	266,600	324,600	349,200	395,600	
83	267,000	324,900	349,600	395,900	
84	267,300	325,200	350,000	396,100	
85	267,600	325,600	350,300	396,300	
86	268,000	326,000	350,700		
87	268,400	326,300	351,100		
88	268,700	326,500	351,300		
89	269,000	327,000	351,600		
90	269,400	327,400			
91	269,800	327,600			
92	270,100	328,000			
93	270,400	328,400			
94	270,800	328,800			
95	271,200	329,200			
96	271,500	329,500			
97	271,800	329,700			
98	272,200	330,000			
99	272,600	330,300			
100	272,900	330,600			
101	273,200	331,000			
102	273,600	331,200			
103	274,000	331,500			
104	274,300	331,900			

105	274,500	332,300				
106	274,700	332,600				
107	275,000	332,900				
108	275,300	333,200				
109	275,600	333,500				
110	275,900	333,900				
111	276,200	334,200				
112	276,400	334,400				
113	276,700	334,600				
114	277,000	334,900				
115	277,300	335,200				
116	277,700	335,500				
117	278,000	335,700				
118	278,300					
119	278,600					
120	279,000					
121	279,200					
122	279,400					
123	279,800					
124	280,100					
125	280,300					
126	280,600					
127	281,000					
128	281,400					
129	281,600					
130	282,000					
131	282,400					
132	282,700					
133	282,900					
134	283,200					
135	283,600					
136	283,900					
137	284,100					
138	284,400					
139	284,700					
140	285,000					
141	285,200					
142	285,400					
143	285,600					
144	285,900					
145	286,300					
146	286,500					
147	286,800					
148	287,100					
149	287,400					
150	287,600					
151	287,900					
152	288,100					
153	288,400					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	205,800	245,600	260,100	293,600	320,600	362,700

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

第二条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「五十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日後に在職する教育職員(次項において「特定年齢教育職員」という。)」を「次項各号に掲げる教育職員」に、「山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)別表第一の行政職給料表」を「教育職給料表(一)の適用を受ける者その職務の級が四級であるもの及び教育職給料表(二)に、「七級以上」を「四級」に改め、「に相当する教育職員」として人事委員会規則で定める教育職員」を削り、同条第三項中「特定年齢教育職員」を「次の各号に掲げる教育職員」に改め、「昇給は、」の下に「当該各号に掲げる教育職員の区分に応じ」を加え、同項に次の各号を加える。

一 五十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日後に在職する教育職員(次号に掲げる教育職員を除く。)

二 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)別表第一の行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が八級以上であるものに相当するものとして人事委員会規則で定める教育職員

第十二条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「及び第三号から第六号」を「に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)」については一人につき一万三千円、前項第二号から第五号」に改め、「(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))」、「(次条第三項第三号及び第四号において「行八級相当教育職員」という。))」及び「前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))」については一人につき一万円」を削り、同条第四項中「(以下この項及び次条第三項第五号において「特定期間」という。))」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十三条の二第二項中「百分の二・七五」を「百分の一・八」に改め、同項第三号中「百分の十五」を「百分の十二」に改め、同項第四号中「百分の十二」を「百分の八」に改め、同項第五号中「百分の十」を「百分の四」に改め、同項第六号及び第七号を削る。

第十三条の三第一項第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係

と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第十四条第二項第一号中「以下この号及び第四項」を「第四項及び第六項」に、「(以下この号及び第四項)」に改め、同条ただし書を削り、同項第二号口中「(その距離が八十一キロメートル以上である場合は、八十一キロメートルとする。))」を削り、同条第四項中「(第一号及び次項)」を「(第一号、次項及び第六項)」に改め、「(その利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの)」を削り、同項第一号中「に係る」を「の利用に係る特別料金等に係る」に、「の二分の一に相当する額」を「に相当する額(第六項において「特別料金等相当額」という。))」に改め、同条第五項中「(その利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの)」を削り、同条第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額)、第二項第二号及び第三号に定める額並びに特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額)の合計額が十五万円を超える教育職員の通勤手当の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、当該教育職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第十四条の二第三項中「教育職員以外の地方公務員、国家公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。第百六条の五第二項において同じ。))の役員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける教育職員となり、これを「新たに給料表の適用を受ける教育職員となつたこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める教育職員に限る。))」を削る。

第十六条の五第二項中「一般地方独立行政法人」の下に「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。))」を加える。

第二十条の二第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「(週休日等に含まれる時間を除く。))」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項中「に定める額」の下に「(前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした教育職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)」を加え、同項第一号中「(当該勤務に従事する時間等を考

慮して人事委員会規則で定める勤務をした者にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額」を削る。

第二十二條第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同條第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の七十一・二五」を「百分の七十」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

第二十二條の四第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の五十一・二五」を「百分の五十」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

第二十二條の六第二項中「から第十三條まで、第十三條の三、第十五條及び第十六條の二から第十六條の五まで」を「及び第十二條」に改め、同條第三項中「から第十三條まで」を「第十二條」に改め、同條第四項中「第十三條」を削る。

附則第七項を削る。
附則第八項中「附則第十一項」を「附則第十項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第九項を附則第八項とし、附則第十項を附則第九項とする。

附則第十一項中「附則第十三項」を「附則第十二項」に、「附則第八項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第十二項を附則第十一項とする。

附則第十三項中「附則第八項」を「附則第七項」に、「附則第十一項」を「附則第十項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十四項中「附則第十一項」を「附則第十項」に、「附則第八項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第十五項中「附則第十一項」を「附則第十項」に、「第十三項又は第十四項」を「第十二項又は第十三項」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十六項を削る。

附則第十七項中「附則第八項」を「附則第七項」に、「附則第十一項」を「附則第十項」に改め、同項を附則第十五項とする。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第五条関係）

教育職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	354,500	407,300	
	23	244,500	282,500	356,100	408,700	
	24	245,800	284,600	357,600	410,000	
	25	247,000	286,600	359,100	411,600	
	26	248,200	288,500	360,700	413,000	
	27	249,400	290,400	362,300	414,300	
	28	250,600	292,200	363,800	415,700	
	29	251,700	294,000	365,300	417,100	
	30	252,900	295,900	366,900	418,400	
	31	254,100	297,700	368,500	419,900	
	32	255,300	299,400	370,000	421,400	
	33	256,400	301,100	371,500	423,000	
	34	257,700	302,900	373,100	424,400	
	35	259,000	304,600	374,700	426,000	
	36	260,300	306,200	376,200	427,500	
	37	261,700	307,800	377,700	429,200	
	38	263,100	309,500	379,200	430,700	
	39	264,400	311,300	380,700	432,300	
	40	265,700	313,000	382,100	433,900	
	41	267,000	314,300	383,500	435,400	
	42	268,000	316,200	385,000	436,900	
	43	269,000	318,000	386,400	438,100	
	44	269,900	319,700	387,800	439,300	
	45	270,600	321,400	389,300	440,500	
	46	271,400	323,300	390,900	441,800	
	47	272,200	325,000	392,500	443,000	
	48	273,000	326,700	393,900	444,200	
	49	273,800	328,400	395,100	445,300	
	50	274,600	330,200	396,500	446,500	
	51	275,300	332,000	397,900	447,700	
	52	276,100	333,700	399,200	448,900	

	53	276,900	335,400	400,400	450,100
	54	277,700	336,700	401,600	451,300
	55	278,500	338,000	402,900	452,500
	56	279,300	339,300	404,200	453,700
	57	280,000	340,800	405,500	454,800
	58	280,600	342,400	406,800	455,400
	59	281,400	343,900	408,200	455,900
	60	282,300	345,500	409,400	456,400
	61	283,100	347,000	410,600	456,900
	62	283,700	348,600	412,000	
	63	284,500	350,200	413,400	
	64	285,200	351,700	414,700	
	65	286,200	353,200	415,900	
	66	287,000	354,800	417,100	
	67	287,800	356,400	418,400	
	68	288,500	357,900	419,800	
	69	289,200	359,400	421,100	
	70	290,000	361,000	422,300	
	71	290,800	362,600	423,300	
	72	291,500	364,100	424,500	
	73	292,200	365,600	425,700	
	74	292,900	367,200	426,800	
	75	293,600	368,800	428,000	
	76	294,200	370,300	429,000	
	77	294,800	371,800	430,100	
	78	295,500	373,200	431,100	
	79	296,200	374,600	432,100	
	80	296,800	375,900	433,100	
定年 前再 任用 時 短勤 務職 員以 外の 職員	81	297,400	377,200	434,000	
	82	298,100	378,600	434,800	
	83	298,800	380,000	435,600	
	84	299,500	381,300	436,400	
	85	300,200	382,400	437,100	
	86	301,000	383,800	437,500	
	87	301,700	385,100	437,900	
	88	302,400	386,400	438,300	
	89	303,100	387,600	438,700	
	90	304,000	388,900	439,000	
	91	304,800	390,000	439,300	
	92	305,600	391,200	439,500	
	93	306,100	392,400	439,800	
	94	306,900	393,500	440,100	
	95	307,700	394,700	440,400	
	96	308,500	395,900	440,600	
97	309,200	397,300	440,800		
98	310,000	398,300			
99	310,800	399,300			
100	311,500	400,300			
101	312,300	401,200			
102	313,200	402,200			
103	314,100	403,300			
104	314,900	404,400			
105	315,500	405,100			
106	316,300	406,000			
107	317,100	406,900			
108	317,900	407,800			
109	318,600	408,600			
110	319,000	409,400			
111	319,400	410,200			
112	319,900	411,000			
113	320,400	411,600			
114	320,800	412,300			
115	321,300	413,000			
116	321,700	413,700			

	117	322,200	414,300			
	118	322,700	414,800			
	119	323,100	415,200			
	120	323,600	415,500			
	121	324,100	415,800			
	122	324,500	416,100			
	123	325,000	416,400			
	124	325,500	416,600			
	125	326,100	416,800			
	126	326,400	417,100			
	127	326,700	417,400			
	128	327,000	417,600			
	129	327,200	417,800			
	130	327,500	418,100			
	131	327,800	418,400			
	132	328,000	418,600			
	133	328,200	418,800			
	134	328,400	419,100			
	135	328,600	419,400			
	136	328,900	419,600			
	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400				
	147	331,700				
	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考(一)この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
(二)この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二（第五条関係）

教育職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	354,300	376,000	
	23	244,500	259,500	355,700	377,200	
	24	245,800	260,800	357,000	378,300	
	25	247,000	262,100	358,300	379,400	
	26	248,100	264,000	359,700	380,600	
	27	249,200	265,800	361,100	381,800	
	28	250,300	267,600	362,400	382,900	
	29	251,500	269,300	363,700	384,000	
	30	252,800	271,500	365,100	385,200	
	31	254,000	273,700	366,400	386,400	
	32	255,200	275,900	367,700	387,500	
	33	256,300	278,100	369,000	388,600	
	34	257,500	280,300	370,200	389,800	
	35	258,700	282,500	371,400	391,000	
	36	259,900	284,600	372,600	392,200	
	37	261,100	286,600	373,800	393,400	
	38	262,300	288,500	375,000	394,700	
	39	263,500	290,400	376,200	395,900	
	40	264,700	292,200	377,400	397,100	
	41	265,900	294,000	378,500	398,300	
	42	267,000	295,900	379,700	399,600	
	43	268,100	297,700	380,900	400,600	
	44	269,200	299,400	382,100	401,700	
	45	270,200	301,100	383,200	402,900	
	46	271,000	302,900	384,500	404,100	
	47	271,800	304,600	385,800	405,300	
	48	272,600	306,200	387,000	406,500	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	273,300	307,800	387,900	407,600
50	274,100	309,500	389,100	408,600
51	274,800	311,300	390,100	409,900
52	275,500	313,000	391,200	411,100
53	276,300	314,300	392,000	412,300
54	277,100	316,200	393,100	413,400
55	277,900	318,000	394,100	414,500
56	278,600	319,700	395,100	415,600
57	279,300	321,400	396,200	416,600
58	280,100	323,300	397,200	417,800
59	280,900	325,000	398,300	419,000
60	281,600	326,700	399,400	420,200
61	282,200	328,400	400,400	420,800
62	282,900	330,200	401,500	421,600
63	283,600	332,000	402,600	422,300
64	284,200	333,700	403,600	422,800
65	284,900	335,400	404,500	423,100
66	285,600	336,700	405,400	423,400
67	286,300	338,000	406,400	423,800
68	287,000	339,300	407,400	424,200
69	287,700	340,800	408,200	424,500
70	288,500	342,300	409,000	424,900
71	289,200	343,800	409,700	425,200
72	289,900	345,300	410,500	425,500
73	290,400	346,700	411,200	425,800
74	291,100	348,200	411,800	426,200
75	291,800	349,700	412,500	426,500
76	292,400	351,200	413,200	426,800
77	293,000	352,600	413,800	427,100
78	293,700	354,100	414,500	427,400
79	294,300	355,600	415,000	427,700
80	294,900	357,100	415,600	427,900
81	295,500	358,500	416,000	428,100
82	296,100	359,800	416,400	
83	296,700	361,100	416,700	
84	297,300	362,300	417,000	
85	297,800	363,500	417,200	
86	298,300	364,700	417,500	
87	298,800	365,900	417,800	
88	299,300	367,000	418,000	
89	299,700	368,100	418,200	
90	300,300	369,200	418,500	
91	300,800	370,300	418,800	
92	301,300	371,400	419,000	
93	301,600	372,500	419,200	
94	302,100	373,700	419,500	
95	302,600	374,800	419,800	
96	303,000	375,900	420,000	
97	303,400	376,900	420,200	
98	303,900	377,900		
99	304,400	378,800		
100	304,800	379,700		
101	305,200	380,500		
102	305,600	381,500		
103	306,000	382,400		
104	306,300	383,300		

	105	306,500	384,100			
	106	306,800	385,000			
	107	307,100	385,900			
	108	307,300	386,800			
	109	307,500	387,600			
	110	307,700	388,600			
	111	308,000	389,500			
	112	308,300	390,400			
	113	308,500	391,000			
	114	308,700	391,900			
	115	308,900	392,800			
	116	309,200	393,700			
	117	309,500	394,500			
	118	309,700	395,200			
	119	310,000	396,000			
	120	310,300	396,800			
	121	310,500	397,400			
	122	310,700	398,100			
	123	310,900	398,800			
	124	311,200	399,400			
	125	311,500	400,000			
	126		400,700			
	127		401,200			
	128		401,800			
	129		402,400			
	130		403,000			
	131		403,500			
	132		404,000			
	133		404,300			
	134		404,600			
	135		404,900			
	136		405,200			
	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考(一) この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
(二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額
は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三（第五条関係）

教育職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	230,200	263,100	346,100	450,800	521,900
	2	233,000	264,900	348,300	459,500	528,100
	3	236,100	266,700	350,500	467,900	534,300
	4	239,100	268,400	352,700	475,500	539,700
	5	242,300	270,000	354,600	481,300	543,800
	6	245,500	271,500	356,900	485,700	547,400
	7	248,600	273,000	359,200	489,900	550,200
	8	251,700	274,500	361,700	493,800	552,500
	9	254,700	276,000	363,900	497,700	554,500
	10	256,500	278,000	366,000	501,300	
	11	258,200	280,000	368,100	504,700	
	12	259,800	282,000	370,200	508,200	
	13	261,400	284,000	372,200	511,100	
	14	262,800	286,000	373,800	513,600	
	15	264,200	288,000	375,400	516,100	
	16	265,500	290,000	377,000	518,200	
	17	266,800	292,000	378,600	520,200	
	18	267,900	294,700	379,900		
	19	268,900	297,300	381,200		
	20	269,900	299,900	382,500		
	21	271,300	302,500	383,800		
	22	272,800	305,000	385,400		
	23	274,300	307,400	387,000		
	24	275,800	309,700	388,500		
	25	277,300	311,800	390,000		
	26	278,900	313,900	391,600		
	27	280,400	316,000	393,100		
	28	281,900	318,100	394,600		
	29	283,300	320,100	396,000		
	30	284,900	321,700	397,400		
	31	286,400	323,200	398,800		
	32	287,900	324,700	400,100		
	33	289,300	326,200	401,000		
	34	290,600	327,800	402,200		
	35	291,900	329,300	403,300		
	36	292,700	330,800	404,400		
	37	293,500	332,200	405,400		
	38	294,300	333,600	406,600		
	39	295,100	334,900	407,800		
	40	295,900	336,200	408,900		
	41	296,700	337,400	410,000		
	42	297,500	339,100	411,200		
	43	298,200	340,700	412,400		
	44	298,800	342,600	413,600		

	45	299,300	344,200	414,700
	46	299,800	345,800	416,200
	47	300,300	347,300	417,700
	48	300,800	348,800	419,200
	49	301,300	350,400	420,600
	50	301,700	352,000	421,500
	51	302,100	353,500	422,400
	52	302,500	354,900	423,200
	53	302,900	356,300	424,100
	54	303,300	357,300	425,100
	55	303,700	358,300	426,100
	56	304,100	359,300	426,900
	57	304,500	360,400	427,600
	58	304,900	361,700	428,400
	59	305,300	363,000	429,200
	60	305,700	364,300	430,100
	61	306,100	365,600	431,100
	62	306,500	366,900	432,100
	63	306,900	368,200	433,000
	64	307,300	369,500	433,900
	65	307,700	370,700	434,600
	66	308,100	372,000	435,500
	67	308,500	373,300	436,400
	68	308,900	374,500	437,200
定年再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	69	309,300	375,700	438,100
	70	309,700	377,000	438,900
	71	310,100	378,300	439,700
	72	310,500	379,500	440,600
	73	310,900	380,700	441,300
	74	311,400	382,000	441,700
	75	311,900	383,300	442,100
	76	312,400	384,500	442,500
	77	312,800	385,700	442,900
	78	313,300	386,900	443,400
	79	313,800	388,000	443,800
	80	314,200	389,200	444,200
	81	314,600	390,600	444,400
	82	315,100	392,000	444,800
	83	315,600	393,500	445,100
	84	316,000	394,900	445,400
	85	316,400	395,900	445,700
	86	316,900	397,200	446,000
	87	317,400	398,500	446,300
88	317,900	399,800	446,600	
89	318,300	401,000	446,800	
90	318,800	402,000	447,100	
91	319,200	403,000	447,400	
92	319,600	404,100	447,600	
93	320,200	404,900	447,800	
94	320,700	406,000	448,100	
95	321,300	407,100	448,400	
96	321,900	408,000	448,600	

	97	322,300	408,900	448,800		
	98	322,700	409,800			
	99	323,000	410,700			
	100	323,300	411,600			
	101	323,600	412,400			
	102	323,900	413,400			
	103	324,200	414,400			
	104	324,500	415,400			
	105	325,000	416,000			
	106	325,400	416,700			
	107	325,900	417,400			
	108	326,300	418,000			
	109	326,700	418,400			
	110	327,200	418,800			
	111	327,600	419,100			
	112	328,100	419,400			
	113	328,400	419,600			
	114	328,900	419,900			
	115	329,300	420,200			
	116	329,700	420,500			
	117	330,000	420,700			
	118	330,400	421,000			
	119	330,900	421,300			
	120	331,400	421,500			
	121	331,600	421,700			
	122	332,000	422,000			
	123	332,300	422,300			
	124	332,600	422,500			
	125	332,800	422,700			
	126	333,100				
	127	333,600				
	128	334,000				
	129	334,200				
	130	334,600				
	131	335,100				
	132	335,500				
	133	335,700				
	134	336,100				
	135	336,600				
	136	336,800				
	137	337,100				
	138	337,500				
	139	337,900				
	140	338,300				
	141	338,800				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		252,400	298,400	316,000	381,600	476,300

備考 この表は、宝石美術専門学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(山梨県警察職員給与条例の一部改正)

第三条 山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第八条の四第二項中「五十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日後に在職する職員(次項において「特定年齢職員」という。)」を「次項各号に掲げる職員」に改め、「(山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)別表第一の行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が七級以上であるものに相当する職員として人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給)」を削り、同条第三項中「特定年齢職員」を「次の各号に掲げる職員」に改め、「昇給は、」の下に「当該各号に掲げる職員の区分に応じ」を加え、同項に次の各号を加える。

一 五十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日後に在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)

二 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)別表第一の行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が八級以上であるものに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

第十四条中第一項第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「及び第三号から第六号」を「に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)」については一人につき一万三千元、前項第二号から第五号」に改め、「(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」、「(次条第三項第三号及び第四号において「行八級相当職員」という。)」及び「前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)」については一人につき一万円」を削り、同条第三項中「(以下この項及び次条第三項第五号において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前条及び前三項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十五条の二第二項中「百分の二・七五」を「百分の一・八」に改め、同項第三号中「百分の十五」を「百分の十二」に改め、同項第四号中「百分の十二」を「百分の八」に改め、同項第五号中「百分の十」を「百分の四」に改め、同項第六号及び第七号を削る。

第十五条の三第一項第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第十六条第二項第一号中「以下この号及び第四項」を「第四項及び第六項」に、「(いう。)」を「(いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第二号口中「(その距離が八十一キロメートル以上である場合は、八十一キロメートルとする。)」を削り、同条第四項中「(第一号及び次項)」を「(第一号、次項及び第六項)」に改め、「(その利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの)」を削り、同項第一号中「に係る」を「の利用に係る特別料金等に係る」に、「(二分の一に相当する額)」を「に相当する額(第六項において「特別料金等相当額」という。)」に改め、同条第五項中「(その利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの)」を削り、同条第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額)、第二項第二号及び第三号に定める額並びに特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額)の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第十七条第三項中「職員以外の地方公務員、国家公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。第二十二條の二第二項において同じ。))の役員である者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)」を削る。

第二十二條の二第二項中「一般地方独立行政法人」の下に「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。)」を加える。

第二十六條の二第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項中「に定める額」の下に「(前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に百分の百五十を乗じて得た額)」を加え、同項第一号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした者にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得

た額)」を削る。

第三十条第一項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の七十一・二五」を「百分の七十」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

第三十一条第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の五十一・二五」を「百分の五十」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

第三十一条の第二第二項中「から第十五条まで、第十五条の三、第二十条、第二十二條及び第二十二條の二」を「及び第十四條」に改め、同条第三項中「から第十五条まで」を「第十四條」に改め、同条第四項中「第十五條」を「第十四條」に改める。

附則第九項を削る。

附則第十項中「附則第十三項及び第十五項」を「附則第十二項及び第十四項」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第十一項を附則第十項とし、附則第十二項を附則第十一項とする。

附則第十三項中「附則第十七項」を「附則第十六項」に、「附則第十項」を「附則第九項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十四項を附則第十三項とする。

附則第十五項中「附則第十項」を「附則第九項」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十六項中「附則第十四項」を「附則第十三項」に、「附則第十五項」を「附則第十四項」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則第十七項中「附則第十項」を「附則第九項」に、「附則第十三項」を「附則第十二項」に、「附則第十四項」を「附則第十三項」に改め、同項を附則第十六項とする。

附則第十八項中「附則第十三項、第十五項」を「附則第十二項、第十四項」に、「附則第十項」を「附則第九項」に、「附則第十三項」を「附則第十二項」に改め、同項を附則第十七項とする。

附則第十九項中「附則第十三項、第十五項」を「附則第十二項、第十四項」に、「第十七項又は第十八項」を「第十六項又は第十七項」に改め、同項を附則第十八項とする。

附則第二十項を削る。

附則第二十一項中「附則第十項」を「附則第九項」に、「附則第十三項」を「附則第十二項」に改め、同項を附則第十九項とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第六条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400	
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900	
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400	
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700	
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400	
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000	
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600	
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000	
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700	
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400	
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000	
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400	
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100	
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800	
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500	
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900	
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400	
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000	
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600	
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200	
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900	
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400	
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900	
	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400	
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700	
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000	
	36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400	
	37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800	
	38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000	
	39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300	
	40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500	
	41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900	
	42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100	
	43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300	
	44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500	
	45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900	
	46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200		
	47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500		
	48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800		

定年再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100
50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400
51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700
52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000
53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200
54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500
55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800
56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100
57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300
58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600
59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900
60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100
61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300
62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600
63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900
64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200
65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400
66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700
67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000
68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300
69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500
70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800
71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100
72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400
73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600
74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100	
75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400	
76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600	
77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800	
78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100	
79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400	
80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600	
81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800	
82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100	
83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400	
84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600	
85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800	
86	302,500	321,000	345,500	387,800			
87	303,200	322,000	347,000	388,400			
88	303,900	323,000	348,400	389,000			
89	304,600	324,000	349,700	389,300			
90	305,400	325,300	350,900	389,800			
91	306,200	326,500	352,100	390,300			
92	306,900	327,700	353,400	390,800			
93	307,400	328,900	354,700	391,200			
94	308,300	330,200	356,200	391,600			
95	309,200	331,400	357,700	392,100			
96	310,000	332,600	359,100	392,600			
97	310,800	333,800	360,400	393,000			
98	311,800	335,100	361,600	393,500			
99	312,700	336,300	362,700	394,000			
100	313,600	337,500	363,900	394,500			

101	314,500	338,900	365,000	394,800					
102	315,500	339,800	366,100	395,200					
103	316,500	340,800	367,200	395,700					
104	317,400	341,900	368,300	396,000					
105	318,200	343,000	369,500	396,300					
106	318,800	344,100	370,000	396,800					
107	319,400	345,100	370,600	397,300					
108	320,000	346,100	371,200	397,800					
109	320,500	347,300	371,800	398,100					
110	321,000	348,300	372,300	398,600					
111	321,400	349,300	372,700	399,100					
112	321,900	350,200	373,200	399,600					
113	322,700	351,100	373,600	399,900					
114	323,400	352,000	374,000	400,400					
115	324,100	353,000	374,500	400,900					
116	324,700	354,000	375,000	401,400					
117	325,300	355,000	375,400	401,800					
118	326,000	355,400	375,900	402,300					
119	326,700	356,000	376,500	402,700					
120	327,500	356,600	377,000	403,200					
121	328,100	356,900	377,200	403,600					
122	328,400	357,300	377,700						
123	328,900	357,700	378,200						
124	329,400	358,100	378,600						
125	329,700	358,500	379,100						
126		358,900	379,600						
127		359,300	380,100						
128		359,700	380,600						
129		360,100	380,900						
130			381,400						
131			381,900						
132			382,400						
133			382,700						
134			383,200						
135			383,600						
136			384,000						
137			384,300						
138			384,800						
139			385,300						
140			385,800						
141			386,100						
定年再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200

備考 この表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員等の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員等の採用等に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第八項を削り、同条第九項中「並びに前二項」を「及び前項」に改め、「及び特定任期付職員業績手当」を削り、同項を同条第八項とする。

第八条第一項中「、第二号任期付研究員及び特定任期付職員」を「及び第二号任期付研究員」に改め、同項第一号中「第十四条」を「第十三条」に改め、同項第二号中「第十三条」を「第十二条」に改め、同項第三号中「第十五条」を「第十四条」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 次に掲げる条例の規定は、特定任期付職員には適用しない。

一 山梨県職員給与条例第六条から第八条まで、第八條の四、第八條の五、第十一條から第十三条まで、第十四條の四及び第十四條の五の規定

二 山梨県学校職員給与条例第五条から第六条まで、第七条の四、第八条、第十一条から第十二条まで、第十三条の三、第十六条の七及び第二十二条の五の規定

三 山梨県警察職員給与条例第六条から第八条まで、第八條の四、第十一条から第十四条まで及び第十五条の三の規定

第八条第四項中「、第二号任期付研究員及び特定任期付職員」を「及び第二号任期付研究員」に、「、第三十条第一項及び」を「及び第二項、第三十条第一項並びに」に改め、「同条例第二十六条の二第一項」の下に「中「第十二条の二第一項の人事委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員」の採用等に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第一条の三第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第二項を加え、「(平成十五年山梨県条例第五十九号)」及び「及び第二条第一項」を削り、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「、第二号任期付研究員及び特定任期付職員」を「及び第二号任期付研究員」に、「、第二十二條第二項及び」を「及び第二項、第二十二條第二項並びに」に改め、「同条例第二十条の二第一項」の下に「中「第十一条

の二第一項の県人事委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員等の採用等に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第一条の三第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第二項を加え、「(平成十五年山梨県条例第五十九号)」及び「及び第二条第一項」を削り、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 特定任期付職員に対する山梨県学校職員給与条例第二十条の二第一項及び第二

項、第二十二條第二項、第二十二條の四並びに第二十二條の六第一項の規定の適用については、同条例第二十条の二第一項中「第十一条の二第一項の県人事委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員等の採用等に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第二項及び第二十二條の六第一項中「第十一条の二第一項の県人事委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員等の採用等に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第一条の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第二十二條第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の九十五」と、同条例第二十二條の四第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」とする。

3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する山梨県職員給与条例第二十九條の二第一項及び第二項、第三十二條第一項並びに第三十三條の二第一項の規定の適用については、同条例第二十九條の二第一項中「第十一条の二第一項の人事委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員」の採用等に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第一条の三第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第二項及び第三十三條の二第一項中「第十一条の二第一項の人事委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員」の採用等に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第一条の三第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第三十二條第一項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」とする。

4 特定任期付職員に対する山梨県職員給与条例第十四條の三、第二十九條の二第一項及び第二項、第三十二條第一項、第三十三條第二項第一号並びに第三十三條の二第一項の規定の適用については、同条例第十四條の三「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員等の採用等に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第七條第三項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに限る。)」と、同条例第二十九條の二第一項及び第二項並びに第三十三條の二第一項中「第十一条の二第一項の人事委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員等の採用等に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第一条の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第三十二條第一項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の九十五」と、同条例第三十三條第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」とする。

第八条に次の一項を加える。

8 特定任期付職員に対する山梨県警察職員給与条例第二十六条の二第二項及び第二項、第三十条第一項、第三十一条第二項第一号並びに第三十一条の二第二項の規定の適用については、同条例第二十六条の二第二項中「第十二条の二第二項の人事委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第二項及び第三十一条の二第二項中「第十二条の二第二項の人事委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員に関する採用された職員」と、同条例第三十条第一項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の九十五」と、同条例第三十一条第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」とする。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第五条 山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二條中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同條第九項中「から第十四條まで、第十四條の三から第十四條の五まで、第十九條、第二十五條及び第二十五條の二」を「第十三條及び第十四條の五」に改め、同項を同條第八項とし、同條第十項を第九項とする。

附則第二十三條中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同條第九項中「から第十三條まで、第十三條の三、第十五條及び第十六條の二から第十六條の五まで」を「及び第十二條」に改め、同項を同條第八項とし、同條第十項を第九項とする。

附則第二十九條中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同條第九項中「から第十五條まで、第十五條の三、第二十條、第二十二條及び第二十二條の二」を「及び第十四條」に改め、同項を同條第八項とし、同條第十項を第九項とする。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（号給の切替え）

第二条 令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において山梨県職員給与条例（以下「職員給与条例」という。）別表第一から別表第四までの給料表の適用を

受けていた職員、山梨県学校職員給与条例（以下「学校職員給与条例」という。）別表第一から別表第三までの給料表の適用を受けていた教育職員又は山梨県警察職員給与条例（以下「警察職員給与条例」という。）別表第一の給料表の適用を受けていた職員であつて、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第三条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第四条 切替日から令和八年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の職員給与条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）第十二条及び第十三条の規定の適用については、第十二条ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、同条第一項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、第十三条第一項中「五 重度心身障害者」とあるのは

- 「五 重度心身障害者
- 六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
- と、同条第二

項中「一万三千元」とあるのは「一万五百円」と、「とする」とあるのは「、前項第六号に該当する扶養親族については三千元とする」とする。

2 切替日から令和八年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の学校職員給与条例（以下「改正後の学校職員給与条例」という。）第十二条の規定の適用については、第十二条第一項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、山梨県職員給与条例別表第一の行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が八級であるものに相当する教育職員として人事委員会規則で定める教育職員に対しては、支給しない」と、同条第二項中「五

重度心身障害者」とあるのは「五 重度心身障害者

六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の

事情にある者を含む。）」と、同条第三項中「一万三千元」とあるのは「一万五千五百円」と、「とする」とあるのは「、前項第六号に該当する扶養親族については三千元とする」とする。

3 切替日から令和八年三月三十一日までの間における第三条の規定による改正後の警察職員給与条例（以下「改正後の警察職員給与条例」という。）第十三条及び第十四条の規定の適用については、第十三条中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次条第一項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、山梨県職員給与条例別表第一の行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が八級であるものに相当する職員として人事委員会規則で定める職員に対しては、支給しない」と、第十四条第二項

中「五 重度心身障害者」とあるのは「五 重度心身障害者

六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係

と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第三項中「一万三千元」とあるのは「一万五千五百円」と、「とする」とあるのは「、前項第六号に該当する扶養親族については三千元とする」とする。

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置）

第五条 切替日から令和十年三月三十一日までの間における地域手当の月額は、改正後の職員給与条例第十四条の二第二項及び第三項、改正後の学校職員給与条例第十三条の二第二項及び第三項並びに改正後の警察職員給与条例第十五条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、第二号の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

一 県内の地域に在勤する職員 人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定める割合

二 前号に掲げる職員以外の職員 人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じ、百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

2 人事委員会は、前項各号の人事委員会規則を定めるに当たっては、当該人事委員会

規則で定める地域手当の級地の区分及び割合（以下この項において「級地区分等」という。）が令和十年四月一日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

3 切替日から令和十年三月三十一日までの間における職員給与条例第十四条の三の規定の適用については、同条中「には、前条」とあるのは「には、前条又は山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例（令和七年山梨県条例第十八号）附則第五条第一項」と、「間、前条」とあるのは「間、前条又は同項」とする。

第六条 改正後の職員給与条例第十六条第三項、改正後の学校職員給与条例第十四条の二第三項及び改正後の警察職員給与条例第十七条第三項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（再任用職員への特勤勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

第七条 切替日以後に新たに定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）及び暫定再任用職員（山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年山梨県条例第四十七号）附則第三条第四項及び附則第十三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。附則第九条第四項において同じ。）（以下この条及び次条において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる職員給与条例第二十五条の二、学校職員給与条例第十六条の五及び警察職員給与条例第二十二條の二の規定は、切替日以後に当該各条に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に当該各条に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。

（再任用職員へのへき地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

第八条 切替日以後に新たに再任用職員に対して適用されることとなる学校職員給与条例第十六条の三の規定は、切替日以後に同条第一項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。

（令和九年三月三十一日までの間における給料月額に関する経過措置）

第九条 切替日から令和九年三月三十一日までの間、職員給与条例第六各号（第二号イを除く。）に掲げる給料表、学校職員給与条例第五各号に掲げる給料表及び警察職員給与条例第六各号に規定する給料表の適用については、これらの表に定める給料月額に、給料月額に、当該給料月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を加算した額とする。

一 県内の地域に在勤する職員 人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定める割合

二 前号に掲げる職員以外の職員 人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じ、百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

- 一 切替日から令和八年三月三十一日までの期間 百分の〇・五
 - 二 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの期間 百分の〇・二五
- 2 前項の規定にかかわらず、切替日から令和九年三月三十一日までの間、改正後の職員給与条例附則第七項及び第八項並びに改正後の警察職員給与条例附則第九項及び第十項の規定により職員が受ける給料月額並びに改正後の職員給与条例附則第十項、第十二項及び第十三項、改正後の学校職員給与条例附則第十項、第十二項及び第十三項並びに改正後の警察職員給与条例附則第十二項、第十四項、第十六項及び第十七項の規定により支給する給料の額は、これらの規定により算出された給料月額及び給料の額に、それぞれ当該給料月額及び当該給料の額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を加算した額とする。
- 一 切替日から令和八年三月三十一日までの期間 百分の〇・五
 - 二 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの期間 百分の〇・二五
- 3 切替日から令和九年三月三十一日までの間、山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例第七条第一項から第三項までの給料表の適用については、同表に定める給料月額は、給料月額に、当該給料月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を加算した額とする。ただし、特定任期付職員（医療業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに限る。）については、この限りでない。
- 一 切替日から令和八年三月三十一日までの期間 百分の〇・五
 - 二 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの期間 百分の〇・二五
- 4 切替日から令和九年三月三十一日までの間、暫定再任用職員に対する職員給与条例第六条各号（第二号イを除く。）に掲げる給料表、学校職員給与条例第五条各号に掲げる給料表及び警察職員給与条例第六条に規定する給料表の適用については、これらの表に定める給料月額は、給料月額に、当該給料月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を加算した額とする。
- 一 切替日から令和八年三月三十一日までの期間 百分の〇・五
 - 二 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの期間 百分の〇・二五
- （その他の経過措置の人事委員会規則への委任）
- 第十条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

- （山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）
- 第十一条** 山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和二十七年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。
- 附則第二項及び第三項中「附則第八項」を「附則第七項」に、「附則第十項」を「附則第九項」に改める。
- （山梨県職員の退職手当に関する条例の一部改正）
- 第十二条** 山梨県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。
- 附則第十八項中「附則第八項」を「附則第七項」に、「附則第十項」を「附則第九項」に改める。
- （山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）
- 第十三条** 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。
- 附則第二項中「附則第十一項、第十三項又は第十四」を「附則第十項、第十二項又は第十三項」に改める。
- （山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部改正）
- 第十四条** 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。
- 第二条の表一の項を次のように改める。
- | | |
|---|------|
| 職員の給与計算に関する事務であつて別に教育委員会規則で定めるもの（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条に規定する職員に係るものに限る。） | 各市町村 |
|---|------|

附則別表 号給の切替表（附則第二条関係）

イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		

48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						

100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

ロ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4

48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ハ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33

50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			

102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

ニ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33

50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			

102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8

50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

へ 福祉職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33

50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	42
59	55	55	51	47	43
60	56	56	52	48	44
61	57	57	53	49	45
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62	58	
71	67	67	63	59	
72	68	68	64	60	
73	69	69	65	61	
74	70	70	66	62	
75	71	71	67	63	
76	72	72	68	64	
77	73	73	69	65	
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				

102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				

ト 教育職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	

50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		

102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

チ 教育職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	

50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		

102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

リ 教育職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	2	1	1
19	3	1	1
20	4	1	1
21	5	1	1
22	6	1	2
23	7	1	2
24	8	1	2
25	9	1	2
26	10	1	3
27	11	1	3
28	12	1	3
29	13	1	3
30	14	1	3
31	15	1	4
32	16	1	4
33	17	1	4
34	18	1	4
35	19	1	4
36	20	1	4
37	21	1	5
38	22	1	5
39	23	1	5
40	24	1	5
41	25	1	5
42	26	1	5
43	27	2	6
44	28	2	6
45	29	2	6
46	30	2	6
47	31	3	6
48	32	3	6
49	33	3	7

50	34	3	
51	35	4	
52	36	4	
53	37	4	
54	38	4	
55	39	5	
56	40	5	
57	41	5	
58	42	5	
59	43	6	
60	44	6	
61	45	6	
62	46	6	
63	47	7	
64	48	7	
65	49	7	
66	50	7	
67	51	8	
68	52	8	
69	53	8	
70	54	8	
71	55	9	
72	56	9	
73	57	9	
74	58	9	
75	59	10	
76	60	10	
77	61	10	
78	62	10	
79	63	11	
80	64	11	
81	65	11	
82	66	11	
83	67	12	
84	68	12	
85	69	12	
86	70	12	
87	71	12	
88	72	13	
89	73	13	
90	74	13	
91	75	13	
92	76	14	
93	77	14	
94	78	14	
95	79	14	
96	80	14	
97	81	15	
98	82		
99	83		
100	84		
101	85		

102	86		
103	87		
104	88		
105	89		
106	90		
107	91		
108	92		
109	93		
110	94		
111	95		
112	96		
113	97		

ヌ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級					
	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	

50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					

102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十九号

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十條第十一項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同條第十四項中「次の各号に掲げる退職手当ごと」に、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六條の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同條第四項の規定により基本手当を受給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第十四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山梨県職員の退職手当に関する条例第十條第十一項（第四号に係る部分に限り、同條第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した山梨県職員の退職手当に関する条例第二條第一項に規定する職員（同條第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつてこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

山梨県職員旅費条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十号

山梨県職員旅費条例等の一部を改正する条例

（山梨県職員旅費条例の一部改正）

第一條 山梨県職員旅費条例（昭和三十二年山梨県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 旅費の種類及び内容

第一節 通則（第九条）

第二節 交通費（第十条―第十三条）

第三節 宿泊費等（第十四条―第十六条）

第四節 転居費等（第十七条―第十九条）

第三章 雑則（第二十条―第二十七条）

附則

第二條第一項第二号中「在勤公署」の下に「（任命権者（市町村立学校職員にあつては、当該市町村立学校職員の属する教育委員会）又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同項第四号中「場合に」を「場合において」に改め、「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「配偶者」の下に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）」を加え、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六 家族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

第二條第二項を削る。

第三條第一項中「その」を「当該」に改め、同條第二項中「一に」を「いずれかに」に、「それぞれ」を「当該」に改め、同項第一号及び第二号中「その」を「当該」に改め、同項第三号中「に、その職員」を「において、当該職員」に、「その遺族」を「当該遺族」に改め、同條第三項中「場合に、」を「場合において、」に、「場合には」を「ときは」に改め、同條第四項を次のように改める。

4 次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる場合に該当するときは、当該場合における旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

一 第一項及び第二項の規定により旅費の支給を受けることができる者 次條第三項の規定により旅行命令の変更（取消しを含む。同項及び同條第四項並びに第五條において同じ。）を受け、又は死亡した場合

二 第二項の規定により旅費の支給を受けることができる者 傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合

三 第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受

けることができる職員。その家族の旅行について第十七条、第十八条第一項及び第二十条第二項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合

第三条第五項中「交通機関等の事故又は天災その他知事が定める」を「次に掲げる」に、「より、概算払」を「より概算払」に、「で知事が」を「で規則で」に改め、同項に次の各号を加える。

一 天災

二 交通事故その他の当該旅費の支給を受けることができる者の責めに帰することができない事情

三 前項第三号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

第四条第一項を次のように改める。

出張及び赴任は、旅行命令権者の発する旅行命令によつて行わなければならない。

第四条第三項中「を変更する」を「の変更をする」に改め、「認める」の下に「場合で、前項の規定に該当する」を加え、「第五条第一項」を「次条第一項」に、「基き、これを変更する」を「基つき、その変更をする」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿に当該事項の記載又は記録をしないとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第五条第一項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「変更を」を「変更の」に、「旅行命令に」を「旅行命令に」に、「その」を「当該」に、「旅費だけ」を「旅費のみ」に改める。

第六条及び第七条を削る。

第八条中「旅費は」の下に「旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章で定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によつて」に改め、

同条ただし書中「又は方法によつて」を「又は方法により」に改め、同条を第六条とする。

第九条を削る。

第十条中「鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中に」を「移動中における」に改め、「ため」の下に「、第九条に規定する旅費の種目のうち」を加え、「又は車賃（扶養親族移転料）」を「及びその他の交通費（家族移転費）」に改め、「の旅費」を削り、「その必要が生じた後の」を「年度の経過の後に」に改め、同条を第七条とする。

第十一条第一項中「添えて、その」を「添えて、これを当該」に、「もの」を「者」に、「場合に」を「場合において」に、「請求旅費額」を「請求に係る旅費」に改め、「金額の」を削り、同条第二項中「概算払による」を「概算払に係る」に、「その」を「当該」に改め、同条第三項中「期間内に」の下に「、当該過払金を」を加え、同条を第八条とする。

第二章を次のように改める。

第二章 旅費の種目及び内容

第一節 通則

第九条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び家族移転費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

第二節 交通費

(鉄道賃)

第十条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第十三条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金（特別の事情がある者として知事が定める者に限る。）

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動

するときは最下級（特別の事情がある者として知事が定める者が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（船賃）

第十一条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第十三条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
 - 二 寝台料金
 - 三 座席指定料金
 - 四 特別船室料金（特別の事情がある者として知事が定める者に限る。）
 - 五 前各号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（特別の事情がある者として知事が定める者が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第十二条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
 - 二 座席指定料金
 - 三 前二号に掲げる費用に付随する費用
 - 2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（特別の事情がある者として知事が定める者が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。
- 第十三条** その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

四 職員が自家用自動車（あらかじめ旅行命令権者の承認を受けたものに限る。）を利用する移動に要する費用

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第四号に掲げる費用の額は、路程一キロメートルにつき三十七円とし、全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、第七条の規定により区分計算をする場合にはその区分された路程ごとに通算して計算する。

第三節 宿泊費等

（宿泊費）

第十四条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第十四号）の規定の適用を受ける国家公務員に支給される国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第九条本文に規定する額と同一の額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第十五条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第十六条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、一夜につき二千四百円とする。

2 宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項の額の三分の二の額

二 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項の額の三分の一の額

3 移動中に宿泊する場合における宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれるときは、前二項の規定にかかわらず、当該額の三分の一の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊するときは、前三項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

第四節 転居費等 (転居費)

第十七条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（次条第一項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定した額とする。

一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

二 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額（当該運送に要する額が運送業者に依頼したものととして前号の規定により算定した額を超える場合にあっては、当該額）とする方法

2 前項の算定に当たつては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県の負担による支給が適当でない費用として知事が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給を受ける場合には、前二項の規定により算定した転居費の額から当該支給を受ける金額を差し引くものとする。

(家族移転費)
第十八条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費及

び宿泊手当の合計額に相当する額

二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第十九条 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内）における在勤公署の変更に伴う旅行については、公設宿舍への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費及び家族移転費は支給しない。

第二十五条第一項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「県以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削り、同条第二項中「、又は」を「又は」に、「きいて」を「聴いて」に改め、同条を第二十三条とし、第三章中同条の前に次の三条を加える。

(退職者等の旅費)

第二十条 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費（退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行に係るものに限る。）とする。

一 職員が出張のための旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

二 職員が赴任のための旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)
第二十一条 第三条第二項第二号又は第三号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

一 職員が第三条第二項第二号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

イ 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺

族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

- ロ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
- 二 第三条第二項第三号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から居住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二条第五号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（旅費の支給額の上限）

第二十二條 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第十条第一項各号、第十一条第一項各号、第十二条第一項各号及び第十三条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる各費用について、当該各条及び第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第六条、第十四条、第十五条、第十七条及び第十八条第一項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第二十五条の二を第二十四条とし、第二十六条を第二十五条とする。

第二十七条の見出しを「（外国旅行等の取扱い）」に改め、同条中「（昭和二十五年法律第百十四号）を準用する」を「の規定の適用を受ける国家公務員に支給される旅費の例による」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十八条中「きいて」を「聴いて」に改め、同条を第二十七条とする。
附則第五項及び別表を削る。

（山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例の一部改正）

第二條 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例（昭和二十六年山梨県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「別表」を「山梨県職員旅費条例（昭和三十二年山梨県条例第五十六号）の規定の例」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条例第十条第一項第五号中「特別車両料金（特別の事情がある者として知事が定める者に限る。）」とあるのは「特別車両料金」と、同条例第二項中「最下級（特別の事情がある者として知事が定める者が移動する場合には、最上級）」とあるのは「最上級」と、同条例第十一条第一項第四号中「特別船室料

金（特別の事情がある者として知事が定める者に限る。）」とあるのは「特別船室料金」と、同条例第二項中「最下級（特別の事情がある者として知事が定める者が移動する場合には、最上級）」とあるのは「最上級」と、同条例第十二条第二項中「最下級（特別の事情がある者として知事が定める者が移動する場合には、最上級）」とあるのは「知事にあつては最上級、副知事にあつては最下級（特別の事情がある場合にあつては、最上級）」と読み替えるものとする。

別表（第二条関係）

職名	給料月額
知事	一、二五〇、〇〇〇円
副知事	九六〇、〇〇〇円

（山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第三條 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年山梨県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「特別委員会」の下に「若しくは協議等の場（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に關し協議又は調整を行うための場をいう。）」を加え、同項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、山梨県職員旅費条例（昭和三十二年山梨県条例第五十六号）の規定の例により算定した額とする。この場合において、同条例第十条第一項第五号中「特別車両料金（特別の事情がある者として知事が定める者に限る。）」とあるのは「特別車両料金」と、同条例第二項中「最下級（特別の事情がある者として知事が定める者が移動する場合には、最上級）」とあるのは「最上級」と、同条例第十二条第二項中「知事が定める者」とあるのは「議長が認める者」と読み替えるものとする。

第四条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十一号

附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び山梨県手数料条例の一部を改正する条例

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第一条 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

山梨県指定管理候補者選定委員会の委員

を

山梨県教育職

山梨県指定管

員免許状再授与審査会の委員

に改める。

理候補者選定委員会の委員

(山梨県手数料条例の一部改正)

第二条 山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三十四の項中「及び第十六条第一項」を、「第十六条第一項及び第十六条の二」に改め、同表三十五の項中「第五条第二項」の下に「及び第十六条の二」を加え、同表三十六の項中「第五条第五項」の下に「及び第十六条の二」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十二号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第一項中「割り振らない日」の下に「(第三項及び第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日のほか当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条第一項に規定する勤務時間となるように、第一項の規定による週休日のほか当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に改める。
第五条中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、職員に第三条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日」と読み替えるものとする。

第八条の二第一項中「掲げる職員」の下に「(第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。)」を加え、同項第二号中「小学校」の下に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加え、「であつて、人事委員会規則で定めるもの」を削り、同項第五号を次のように改める。

五 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二条第一号に規定する障害者である職員のうち、次に掲げる職員

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律第三十七条第二項に規定する対象障害者である職員

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四条第一項の政令で定める特殊の疾病にかかっている職員

ハ イ及びロに掲げる職員以外の職員であつて、勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として知事が指定する産業医が認める職員

第八条の第三第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第四項中「第二項中「三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、」を「並びに第二項」に改める。

第十条第一項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第十四条の二第一項中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

第十五条第一項中「定める者」の下に「(第十八条第一項において「配偶者等」という。)」を加える。

第十九条を第二十一条とし、第十八条を第二十条とし、第十七条の次に次の二条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至つた職員に対する意向確認等)

第十八条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第十九条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

別表十三の項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「を看護する」を「又は孫の看護等を行う」に改める。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項第二号中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程又は特別

支援学校の小学部」を加え、「であつて、人事委員会規則で定めるもの」を削り、同項第五号を次のように改める。

五 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二条第一号に規定する障害者である学校職員のうち、次に掲げる学校職員

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律第三十七条第二項に規定する対象障害者である学校職員

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四条第一項の政令で定める特殊の疾病にかかつている学校職員

ハ イ及びロに掲げる学校職員以外の学校職員であつて、勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として教育長が指定する産業医が認める学校職員

第九条の第三第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第四項中「第二項中「三歳に満たない子のある学校職員が、人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、」を「並びに第二項」に改める。

第十五条の二第一項中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

第十六条第一項中「定める者」の下に「(第十九条第一項において「配偶者等」という。)」を加える。

第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の二条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至つた学校職員に対する意向確認等)

第十九条 県教育委員会は、学校職員が配偶者等が当該学校職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該学校職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該学校職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 県教育委員会は、学校職員に対して、当該学校職員が四十歳に達した日の属する年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第二十条 県教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 学校職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

別表十三の項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「を看護する」を「又は孫の看護等を行う」に改める。

(山梨県職員給与条例の一部改正)

第三条 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「及び第五条」を「及び第五条第一項」に、「週休日の日数」を「週休日並びに県職員勤務時間条例第三条第三項及び県職員勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第二十六条第二項中「第五条又は」を「第五条第一項(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)又は」に改め、「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第四項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同条第五項中「及び第五条」を「及び第五条第一項」に改め、「週休日」の下に「又は県職員勤務時間条例第三条第三項及び県職員勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

第二十七条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第二十九条の二第一項中「及び第五条」を「及び第五条第一項」に改め、「よる週休日」の下に「若しくは県職員勤務時間条例第三条第三項及び県職員勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による勤務時間を割り振らない日」を加える。

(山梨県警察職員給与条例の一部改正)

第四条 山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「第五条」を「第五条第一項」に、「週休日の日数」を「週休日並びに勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第二十三条第二項中「第五条」を「第五条第一項(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)」に改め、「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第四項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同条第五項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、「週休日」の下に「又は勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務

時間を割り振らない日」を加える。

第二十四条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第二十六条の二第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、「よる週休日」の下に「若しくは勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による勤務時間を割り振らない日」を加える。

(山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第五項中「第三条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「及び第十条」を「並びに第十条」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次項の規定 公布の日

二 第一条中山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第八条の二第一項の改正規定(「掲げる職員」の下に「(第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。)」を加える部分を除く。)、第八条の三第二項及び第四項の改正規定、第十四条の二第一項の改正規定、第十五条第一項の改正規定、第十九条を第二十一条とし、第十八条を第二十条とし、第十七条の次に二条を加える改正規定並びに別表十三の項の改正規定並びに第二条の規定 令和七年四月一日

(経過措置)

2 前項第二号に掲げる規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)以後の日を山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第八条第二項に規定する勤務の制限の開始日とする第一条の規定による改正後の山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第八条の三第二項の規定による請求(三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員又は一部施行日以後の日を山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第九条第二項に規定する勤務の制限の開始日とする第二条の規定による改正後の山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第九条の三第二項の規定による請求(三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする学校職員は、一部施行日前においても、人事委員会規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

3 山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。
 第十条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「及び第五条」を「及び第五条第一項」に改める。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十三号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。
 別表第二の百二十八の項の次に次のように加える。

百二十八の二 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可又は同法第三十条第一項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請手数料

- イ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に係る審査 盛土又は切土をする土地の面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (一) 当該面積が五百平方メートル以内である場合 一万六千円
 - (二) 当該面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内である場合 二万七千円
 - (三) 当該面積が千平方メートルを

- 超え二千平方メートル以内である場合 三万九千円
- (四) 当該面積が二千平方メートルを超え三千平方メートル以内である場合 五万八千円
- (五) 当該面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内である場合 六万六千円
- (六) 当該面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内である場合 九万千円
- (七) 当該面積が一萬平方メートルを超え二萬平方メートル以内である場合 十四万円
- (八) 当該面積が二萬平方メートルを超え四萬平方メートル以内である場合 二十万円

(九) 当該面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以内である場合 三十五万円

(十) 当該面積が七万平方メートルを超え十万平方メートル以内である場合 四十九万円

(十一) 当該面積が十万平方メートルを超え六十四万円

ロ 土石の堆積に関する工事の許可の申請に係る審査
土石の堆積をする土地の面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(一) 当該面積が五百平方メートル以内である場合 一万千円

(二) 当該面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内である場合 一万三千円

(三) 当該面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内である場合 一万六千円

(四) 当該面積が二千平方メートルを超え三千平方メートル以内である場合 二万円

(五) 当該面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内である場合 二万八千円

(六) 当該面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内である場合 三万二千元

(七) 当該面積が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内である場合 三万八千円

(八) 当該面積が二万平方メートルを超え四万平方メートル以内である場合 四万八千円

<p>百二十八の三 宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可又は同法第三十五条第一項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更許可申請手数料</p>	<p>ある場合 五万 三千円 (九) 当該面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以内である場合 七万二千円 (十) 当該面積が七万平方メートルを超え十万平方メートル以内である場合 十万円 (十一) 当該面積が十 万平方メートル を超える場合 十三万円</p>
<p>イ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請に係る審査 次に掲げる宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額（その額が六十四万円を超えるときは、六十四万円） (一) 宅地造成又は</p>	<p>特定盛土等に関する工事の計画の変更（二）のみに該当する場合を除く。）百二十八の二の項のイに掲げる宅地造成又は特定盛土等に関する工事（二）に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の宅地造成又は特定盛土等に関する工事、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の宅地造成又は特定盛土等に関する工事）の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の十分の一に相当する金額 (二) 新たな土地の宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の規定に基づく</p>	<p>一〇一</p>

宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の許可又は同法第三十条第一項の規定に基づき特定盛土等に関する工事の許可を受けた土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更
 百二十八の二の項のイに掲げる宅地造成又は特定盛土等に関する工事（新たに編入される宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行う土地の区域に係る部分に限る。）の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額
 (三) その他の変更
 一 万円
 ロ 土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に係る審査 次に

掲げる土石の堆積に関する工事の計画の変更の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額（その額が十三万円を超えるときは、十三万円）
 (一) 土石の堆積に関する工事の計画の変更 (二) のみに該当する場合を除く。
 百二十八の二の項のロに掲げる土石の堆積に関する工事 (二) に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積に関する工事、土石の堆積に関する工事を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積に関する工事 (二) の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の十分の一に相当する金額
 (二) 新たな土地の

<p>百二十八の四 宅地造成及び特定盛土等規制法第十八条第一項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に</p>	<p>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料</p>	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可又は同法第三十条第一項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可を受けたる土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更百二十八の二の項のロに掲げる土石の堆積に関する工事（新たに編入される土石の堆積に関する工事を行う土地の区域に係る部分に限る。）の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額</p> <p>(三) その他の変更 一 万円</p>
<p>関する工事の中間検査又は同法第三十七条第一項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の中間検査の申請に対する審査</p>		
<p>る審査 盛土又は切土をする土地の面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(一) 当該面積が千平方メートル以内である場合 三千円</p> <p>(二) 当該面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内である場合 三千六百円</p> <p>(三) 当該面積が二千平方メートルを超え三千平方メートル以内である場合 四千二百円</p> <p>(四) 当該面積が三千平方メートルを超え二万平方メートル以内である場合 六千円</p> <p>(五) 当該面積が二万平方メートルを超え四万平方メートル以内である場合 一萬二千円</p> <p>(六) 当該面積が四</p>		

		<p>万平方メートルを超え七万平方メートル以内である場合 二万四千円</p> <p>(七) 当該面積が七万平方メートルを超え十万平方メートル以内である場合 四万二千円</p> <p>(八) 当該面積が十万平方メートルを超える場合 六万円</p>

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第二十四号

山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例

山梨県市町村振興資金条例（昭和三十七年山梨県条例第十号）の一部を次のように改正する。

- 第七条中「超電導磁気浮上方式鉄道実験線の建設促進のための建設事業、市町村の合併の推進に資する施設の整備のための建設事業及び中央新幹線の建設促進のための建設事業」を「次に掲げる建設事業」に改め、同条に次の各号を加える。
- 一 超電導磁気浮上方式鉄道実験線の建設促進のための建設事業
- 二 市町村の合併の推進に資する施設の整備のための建設事業
- 三 中央新幹線の建設促進のための建設事業
- 四 県が行う少数の児童により構成される集団を単位とした学級編制による教育の推進に資する施設の整備のための建設事業

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第二十五号

山梨県民生委員定数条例の一部を改正する条例

山梨県民生委員定数条例（平成二十六年山梨県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

本則の表身延町の項中「九八人」を「九七人」に改め、同表昭和町の項中「四一人」を「四二人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。

山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第二十六号

山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項ただし書及び同項第四号並びに同条第十項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則第六条第一項ただし書中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第五号及び同条第九項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

（山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項ただし書及び同項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第十二項中「の生活相談員、栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第一号から第三号までの規定中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を

加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

(山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項ただし書及び同項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第九項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第四十五条第一項ただし書及び同項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第九項中「の生活相談員、栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第一号から第三号までの規定中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第十二項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

(山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例等の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

一 山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十八号)第四百七十七条第一項ただし書及び同項第四号、第八十二条第一項ただし書及び同項第三号並びに第八十九条第一項第一号、第二号及び第四号

二 山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十九号)第二百二十九条第一項ただし書及び同項第四号、第六十六六条第一項ただし書及び同項第三号並びに第七十三条第一項第一号、第二号及び第四号

三 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十三号)第二十七条第一項、第四十五条第二号、第五十七条第一項、第六十七条第一項、第四項ただし書及び第十二項ただし書、第八十一条第一項、第九十一条第一項並びに第九十九条第一項

四 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十六号)第八条第一項ただし書、同項第三号及び同条第七項ただし書

五 山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十七号)第六条第一項ただし書、同項第四号及び同条第四項ただし書

(山梨県保護施設に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 山梨県保護施設に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第十九条に次の一項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第二十三条第一項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第二十四条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第二項中「第二項」の下に「及び第六項」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第五条中山梨県保護施設に関する基準を定める条例第十九条に一項を加える改正規定並びに第二十四条第一項及び第二項並びに第二十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県条例第二十七号

山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例

山梨県産業技術センター諸収入条例(昭和六十一年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一号一の表繊維に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款の次に次のように加える。

設計支援機器	デザインシステム	一時間	七〇〇円
--------	----------	-----	------

別表第一号一の表繊維に係る産業技術に関連するものの部加工機器の款合糸機の項中「合糸機」を「ヒートセット付きねん糸機」に、「六〇円」を「九九〇円」に改め、同款ねん糸機(イタリー式)の項を削り、同款アキレスなつ染台(ヒーティングシステム)の項中「アキレスなつ染台(ヒーティングシステム)」を「サンプル織機システム(小幅サンプル織機)」に、「四一〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

サンプル織機システム(刺しゅうミシン)	一時間	六九〇円
サンプル織機システム(卓上型手織機)	一時間	三四〇円

別表第一号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款卓上分光光度計の項中「卓上分光光度計」を「多検体測定用分光光度計」に、「四一〇円」を「七一〇円」に改め、同款液体クロマトグラフ質量分析計の項の次に次のように加える。

液体クロマトグラフ質量分析計（ワイン）	一時間	七、九五〇円
---------------------	-----	--------

別表第一号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款マイクロプレートリーダーの項を削り、同款酒類用pHメーターの項の次に次のように加える。

多検体測定用pHメーター	一時間	五〇〇円
--------------	-----	------

別表第一号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款顕微鏡（光学）の項の次に次のように加える。

顕微鏡（微分干涉）	一時間	一、一二〇円
卓上型低真空電子顕微鏡	一時間	一、四三〇円

別表第一号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款卓上シーソーシェーカーの項の次に次のように加える。

リアルタイムPCR装置	一時間	一、〇三〇円
-------------	-----	--------

別表第一号イの表研磨・宝飾に係る産業技術に関連するものの部加工機器の款ウォータージェットの項及びレーザーマーカートの項を削り、同表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部材料試験機器の款油圧式万能材料試験機の項中「油圧式万能材料試験機」を「小型万能材料試験機」に、「一、八七〇円」を「一、四五〇円」に改め、同部加工機器の款微細加工用ワイヤー放電加工機の項中「二、一五〇円」を「三、三七〇円」に改め、同款微細砥粒噴射装置の項を削り、同款LCD方式3Dプリンターの項中「LCD方式3Dプリンター」を「SLA方式3Dプリンター」に、「一、五五〇円」を「六、四三〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

FD M方式3Dプリンター

一時間	一、三三〇円
-----	--------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部EMC試験機器の款放射イミュニティ自動試験システム（IEC対応）の項の次に次のように加える。

近接電磁界イミュニティ試験システム	一時間	一、六二〇円
-------------------	-----	--------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部非破壊観察機器の款マイクロフォーカスエックス線透視装置の項を削り、同款エックス線非破壊検査装置の項の次に次のように加える。

エックス線CT検査装置	一時間	八、九四〇円
-------------	-----	--------

別表第二号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部機器分析の款液体クロマトグラフ質量分量分析計（UP LC / MS / MS）による測定

の項中「液体クロマトグラフ質量分量分析計（UP LC / MS / MS）による測定」を「液体クロマトグラフ質量分析計による分析（分析条件の検討が不要なもの）」に、「三三二、四三〇円」を「五、一八〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

液体クロマトグラフ質量分析計による分析 （分析条件の検討が不要なもの）	一件	二七、八六〇円
--	----	---------

別表第二号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部強度試験の款引張試験の項から屈曲試験の項までを削り、同款規格外引張試験の項中「規格外引張試験」を「小型万能材料試験機による試験（一般的なもの）」に、「一、九六〇円」を「一、四三〇円」に改め、同款規格外抗圧力試験の項中「規格外抗圧力試験」を「小型万能材料試験機による試験（特殊なもの）」に、「二、九六〇円」を「二、三四〇円」に改め、同款規格外抗折試験の項及び規格外屈曲試験の項、同部化学試験・分析の款サーベイメーターによる放射線測定

の項並びに同部非破壊観察の款マイクロフォーカスエックス線透視装置による像観察の項を削り、同款エックス線非破壊検査装置による像観察の項の次に次のように加える。

エックス線CT検査装置による観察（簡易的な撮影条件の場合に限る。）	一件	三、九九〇円
-----------------------------------	----	--------

エックス線CT検査装置による観察（標準的な撮影条件の場合に限る。）	一件	七、九七〇円
エックス線CT検査装置による観察（高度な撮影条件の場合に限る。）	一件	一一、九六〇円

別表第二号ロの表デザインシステムシミュレーションの項中「一、五七〇円」を「一、六八〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県建築基準法施行条例及び山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十八号

山梨県建築基準法施行条例及び山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

（山梨県建築基準法施行条例の一部改正）

第一条 山梨県建築基準法施行条例（昭和三十六年山梨県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の三第一項中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第三号」に改める。

第二十三条の四に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一条第一項に規定する要確認特定建築行為が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二条第一項第一号に掲げる特定建築行為（同法第十一条第一項に規定する特定建築行為をいう。）である場合においては、確認申請手数料の額は、第一項の確認申請手数料の額に、当該申請に係る建築物の用途及び床面積の合計の区分に応じ別表第三に定める額を加えた額とする。

第二十三条の五第一項中「別表第三」を「別表第四」に改める。

第二十三条の六中「別表第四」を「別表第五」に改める。

第二十三条の七中「別表第五」を「別表第六」に改める。
第二十三条の八第一項中「及び別表第二」を「、別表第二及び別表第三」に改め、同条第二項中「別表第四」を「別表第五」に改め、同条第三項中「別表第五」を「別表第六」に改める。

第二十三条の九中「別表第六」を「別表第七」に改める。

別表第六を別表第七とし、別表第三から別表第五までを一表ずつ繰り下げ、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第二十三条の四関係）

用途	床面積の合計	金額
一戸建ての住宅以外 の住宅	二百平方メートル未満	一万二千元
	二百平方メートル以上	一万三千元
	三百平方メートル未満	二万二千元
	三百平方メートル以上二千平方メートル未満	三万六千元
	二千平方メートル以上五千平方メートル未満	五万七千元
	五千平方メートル以上	七万四千元

（山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第二条 山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例（令和五年山梨県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第八号」を「第七号」に改め、同項第一号中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項第二号中「第十二条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同項第三号中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同項第四号中「第十三条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同項第五号中「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項第六号中「第三十六条第一項」を「第

三十一条第一項」に改め、同項第七号を削り、同項第八号中「第十一条」を「第十三条」に改め、同号を同項第七号とし、同条第二項中「当該各号に定める」を「それぞれ当該各号に定める額を合算した」に改め、同項第二号中「前号に掲げる場合」を「建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物内の非住宅部分の用途が前号に掲げるもの」に、「別表第一」を「別表第三」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「別表第一」を「別表第三」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）」を「基準省令」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の用途が一戸建ての住宅の場合 別表第一の第一欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る一户建ての住宅の床面積の合計の区分に応じ、適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第一条第一項第二号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準である場合にあつては同表の第二欄に、基準省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準である場合にあつては同表の第三欄に、それ以外の場合にあっては同表の第四欄にそれぞれ掲げる額

二 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物内の住宅部分の用途が一户建ての住宅以外の住宅の場合 別表第二の第一欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る一户建ての住宅以外の住宅の床面積の合計の区分に応じ、適合させようとする基準が基準省令第一条第一項第二号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準である場合にあつては同表の第二欄に、基準省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準である場合にあつては同表の第三欄に、それ以外の場合にあっては同表の第四欄にそれぞれ掲げる額

第三条第三項中「別表第一」の下に「から別表第三まで」を加え、同条第四項中「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同項第一号中「別表第二」を「別表第四」に改め、同項第二号中「別表第三」を「別表第五」に改め、同号口中「別表第四」を「別表第六」に改め、同条第五項第二号中「第三十六条第二項」を「第三十一条第二項」に、「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同号イ中「別表第二」を「別表第四」に改め、同号ロ中「別表第三」を「別表第五」に改め、同号ハ中「別表第四」を「別表第六」に改め、同号ニ(1)中「別表第三」を「別表第五」に改め、同号ニ(2)中「別表第四」を「別表第六」に改め、同条第六項を削る。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第三条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
二百平方メートル未満	三万三千元	一万七千元	二万四千元
二百平方メートル以上	三万七千元	一万八千元	二万七千元

別表第二（第三条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
三百平方メートル未満	六万七千元	三万二千元	四万九千元
三百平方メートル以上二千平方メートル未満	十二万二千元	五万五千元	八万四千元
二千平方メートル以上五千平方メートル未満	十九万二千元	十万千元	十四万六千元
五千平方メートル以上	二十七万五千元	十五万三千元	二十一万四千元

別表第三（第三条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
三百平方メートル	一万八千元	二万二千元	八万五千元	二十二万三千

別表第四（第三條関係）

第一欄	第二欄	第三欄
申請に併せて適合証等（別に知事が指定する者が作成した当該申請に係る建築基準省令第十	申請に併せて適合させようとする基準が	申請に併せて適合証等を提出しない場合
合証等（別に知事が指定する者が作成した当該申請に係る建築基準省令第十	適合させようとする基準が	適合させようとする基準が
申請に係る建築基準省令第十	適合させようとする基準が	それ以外の場合

未満	二百五十万円	三万円	十万八千円	円
三百平方メートル以上千平方メートル未満	二万五千円	四万二千元	十四万三千元	円
千平方メートル以上二千平方メートル未満	三万六千元	九万九千元	二十三万千元	円
二千平方メートル以上五千平方メートル未満	九万三千元	十四万七千元	三十万二千元	円
五千平方メートル以上一万平方メートル未満	十四万円	十四万七千元	三十万二千元	円
一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満	十七万四千元	十八万二千元	三十六万三千元	円
二万五千平方メートル以上	二十一万六千元	二十二万五千元	四十二万六千元	円
				八十五万六千元

別表第四の次に次の二表を加える。
別表第五（第三條関係）

第一欄	第二欄	第三欄
申請に併せて適合証等を提出する場合	申請に併せて適合させようとする基準が	申請に併せて適合証等を提出しない場合
申請に係る建築基準省令第十	適合させようとする基準が	適合させようとする基準が
申請に係る建築基準省令第十	適合させようとする基準が	それ以外の場合

二百平方メートル未満	四千元	三万三千元	一万七千元	二万四千元
二百平方メートル以上	四千元	三万七千元	一万八千元	二万七千元

三百平方メートル未満	九千円	六万七千円	三万二千円	四万九千円
三百平方メートル以上二千平方メートル未満	一万九千円	十一万二千円	五万五千円	八万四千円
二千平方メートル以上五千平方メートル未満	四万三千円	十九万二千円	十万千円	十四万六千円
五千平方メートル以上	七万八千円	二十七万五千円	十五万三千円	二十一万四千円

備考 申請に係る住宅が基準省令第十四条第二項第二号に掲げる住宅に該当する場合には、当該申請に係る住宅の共用部分の床面積は、当該申請に係る床面積に算入しない。

別表第六（第三条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	
三百平方メートル未満	九千円	八万五千円	二十二万三千円
申請に併せて適合証等を提出する場合	申請に併せて適合証等を提出しない場合	適合させようとする基準が基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準である場合	それ以外の場合

三百平方メートル以上千平方メートル未満	一万六千円	十万八千円	二十七万九千円
千平方メートル以上二千平方メートル未満	二万六千円	十四万三千円	三十六万千円
二千平方メートル以上五千平方メートル未満	七万八千円	二十三万千円	五十一万五千円
五千平方メートル以上一万平方メートル未満	十二万四千円	三十万二千円	六十三万五千円
一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満	十五万七千円	三十六万三千円	七十五万円
二万五千平方メートル以上	十九万七千円	四十二万六千円	八十五万六千円

附則
この条例は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県条例第二十九号

山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例(平成二十七年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。
 第七条第一項第一号中「者をいう」の下に「。別表第二において同じ」を加え、同項第二号中「者をいう。次号」の下に「及び別表第二」を加える。
 別表第二を次のように改める。
別表第二(第九条関係)

区分	単位	金額
タクシー待機場	一台につき年額	一、〇四六、〇三〇円を第七条第一項(第一号に係るものに限る。)の許可の効力が生じる年度の四月一日における全ての一般乗用旅客自動車運送事業者の当該許可を受けた台数の合計数で除して得た額
一般路線バス乗降場	一区画につき年額	一〇一、八七〇円を第七条第一項(第二号に係るものに限る。)の許可の効力が生じる年度の四月一日における当該許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者の区画ごとの数で除して得た額
高速バス乗降場	年額	一〇一、八七〇円を第七条第一項(第三号に係るものに限る。)の許可の効力が生じる年

備考	<p>1 利用に係る期間が一年未満である場合は、月割計算により徴収する。この場合において、一月未満の端数があるときは、当該端数を一月とする。</p> <p>2 使用料の額に一〇円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p>
	<p>度の四月一日における当該許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者の数で除して得た額</p>

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
 (経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例第七条第一項の規定による同日以後の期間に係る利用の許可を受けた者については、同日にこの条例による改正後の山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例(以下この項において「新条例」という。)第七条第一項の規定による利用の許可を受けたものとみなして、新条例第九条第二項及び別表第二の規定を適用する。

山梨県収入証紙条例を廃止する等の条例をここに公布する。
 令和七年三月二十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県条例第三十号

山梨県収入証紙条例を廃止する等の条例

(山梨県収入証紙条例の廃止)

第一条 山梨県収入証紙条例(昭和三十九年山梨県条例第十七号)は、廃止する。

(山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部改正)

第二条 山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例(昭和二十六年山梨県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。
 2 入学願書(他の都道府県からの転入学に係るものを含む。)を提出しようとする

者は、前項の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を納付しなければならない。

3 既に納付した入学審査料は、還付しない。ただし、特に必要があると認められるときは、この限りでない。

第六条を削る。

(山梨県証明事務手数料条例の一部改正)

第三条 山梨県証明事務手数料条例(昭和三十一年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「申請の際」を削り、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(山梨県県税条例の一部改正)

第四条 山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第七十二条を次のように改める。

(狩猟税の証紙徴収の手続)

第七十二条 狩猟税の納税者は、狩猟者の登録を受ける際に、規則で定める様式による納付書を提出するとともに、狩猟税額に相当する現金を納付しなければならない。この場合において、知事は、当該様式に規則で定める納税済印を押すものとする。

(山梨県建築基準法施行条例の一部改正)

第五条 山梨県建築基準法施行条例(昭和三十六年山梨県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条の十五」を「第二十三条の十四」に改める。

第二十二条及び第二十三条中「第二十三条の十二」を「第二十三条の十一」に改める。

第二十三条の十を削る。

第二十三条の十一に次のただし書を加え、同条を第二十三条の十とする。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第二十三条の十二を第二十三条の十一とし、第二十三条の十三から第二十三条の十五までを一条ずつ繰り上げる。

(山梨県種畜検査保護条例の一部改正)

第六条 山梨県種畜検査保護条例(昭和三十六年山梨県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「を手数料として、申請と同時に」を「の手数料を」に改め、同

条第二項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(山梨県運転適性検査手数料条例の一部改正)

第七条 山梨県運転適性検査手数料条例(昭和四十五年山梨県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条中「前条の規定により納付された」を「既に納付した」に改め、同条に次のただし書を加え、同条を第三条とする。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第五条を第四条とする。

(山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例の一部改正)

第八条 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例(昭和四十七年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項を削る。

(山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部改正)

第九条 山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例(昭和五十五年山梨県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(入学検定料)

第四条 専門課程の入学検定を受けようとする者は、入学検定料として一万八千円を納付しなければならない。

(山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第十条 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年山梨県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条を削る。

第十八条に次のただし書を加え、同条を第十七条とする。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第十九条を第十八条とする。

(山梨県ジュエリーマスター認定試験手数料条例の一部改正)

第十一条 山梨県ジュエリーマスター認定試験手数料条例(平成元年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「前納しなければ」を「納付しなければ」に改める。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(山梨県屋外広告物条例の一部改正)

第十二条 山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四十三条中「前納しなれば」を「納付しなれば」に改め、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部改正)

第十三条 山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例(平成十年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条中第二項を削り、第一項を第二項とし、第一項として次の一項を加える。

専門課程の入学検定を受けようとする者は、入学検定料を納入しなければならぬ。

(山梨県手数料条例の一部改正)

第十四条 山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

(山梨県消防法関係手数料条例の一部改正)

第十五条 山梨県消防法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

第六条に次のただし書を加え、同条を第五条とする。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第七条を第六条とする。

(山梨県火薬類取締法関係手数料条例の一部改正)

第十六条 山梨県火薬類取締法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条に次のただし書を加え、同条を第三条とする。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部改正)

第十七条 山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条に次のただし書を加え、同条を第三条とする。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第五条を第四条とする。

(山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第十八条 山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条に次のただし書を加え、同条を第三条とする。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第五条を第四条とする。

(山梨県武器等製造法関係手数料条例の一部改正)

第十九条 山梨県武器等製造法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条に次のただし書を加え、同条を第三条とする。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第五条を第四条とする。

(山梨県食品衛生法施行条例の一部改正)

第二十条 山梨県食品衛生法施行条例(平成十二年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中第二項を削り、第三項に次のただし書を加え、同項を第二項とし、第四項を第三項とする。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(山梨県クリーニング業法施行条例の一部改正)

第二十一条 山梨県クリーニング業法施行条例(平成十二年山梨県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中第二項を削り、第三項に次のただし書を加え、同項を第二項とし、第四項を第三項とする。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(山梨県理容師法施行条例の一部改正)

第二十二条 山梨県理容師法施行条例(平成十二年山梨県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中第二項を削り、第三項に次のただし書を加え、同項を第二項とし、第四項を第三項とする。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(山梨県美容師法施行条例の一部改正)

第二十三条 山梨県美容師法施行条例(平成十二年山梨県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中第二項を削り、第三項に次のただし書を加え、同項を第二項とし、第四項を第三項とする。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(山梨県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第二十四条 山梨県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条に次のただし書を加え、同条を第三条とする。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第五条を第四条とする。

(山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第二十五条 山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条に次のただし書を加え、同条を第三条とする。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第五条を第四条とする。

(山梨県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部改正)

第二十六条 山梨県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例(平成十二年山梨県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を削り、第三項に次のただし書を加え、同項を第二項とし、第四項を第三項とする。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(山梨県計量法関係手数料等に関する条例の一部改正)

第二十七条 山梨県計量法関係手数料等に関する条例(平成十二年山梨県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第五条に次のただし書を加え、同条を第四条とする。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

(山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部改正)

第二十八条 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条に次のただし書を加え、同条を第三条とする。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第五条を第四条とする。

(山梨県家畜改良増殖法施行条例の一部改正)

第二十九条 山梨県家畜改良増殖法施行条例(平成十二年山梨県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第五条中第二項を削り、第三項に次のただし書を加え、同項を第二項とし、第四項を第三項とする。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(山梨県家畜伝染病予防法施行条例の一部改正)

第三十条 山梨県家畜伝染病予防法施行条例(平成十二年山梨県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中第三項を削り、第四項に次のただし書を加え、同項を第三項とし、第五項を第四項とする。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(山梨県土地収用等手数料条例の一部改正)

第三十一条 山梨県土地収用等手数料条例(平成十二年山梨県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項を削る。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(山梨県警察関係手数料条例の一部改正)

第三十二条 山梨県警察関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条を削る。

第十二条に次のただし書を加え、同条を第十一条とする。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

(山梨県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第三十三条 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十四年山梨県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中第二項を削り、第三項に次のただし書を加え、同項を第二項とし、第四項を第三項とする。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第三十四条 山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山梨県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「収入証紙をもつてすることその他の」を削る。

(山梨県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部改正)

第三十五条 山梨県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例(令和四年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第八条中第三項を削り、第四項に次のただし書を加え、同項を第三項とし、第五項を第四項とする。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第三十六条 山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例(令和五年山梨県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第五条に次のただし書を加え、同条を第四条とする。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第六条を第五条とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。

(山梨県収入証紙条例の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、第一条の規定による廃止前の山梨県収入証紙条例(以下この項、附則第五項及び第六項において「旧証紙条例」という。)第五条に規定する元売りさばき人(附則第四項において「元売りさばき人」という。)及び旧証紙条例第六条第一項に規定する指定売りさばき人

(次項及び附則第四項において「指定売りさばき人」という。)である者は、旧証紙

条例第三条に規定する山梨県収入証紙(以下「収入証紙」という。)を、施行日以後遅滞なく、知事に返還しなければならない。

3 知事は、施行日の前日において指定売りさばき人である者が、前項の規定により令和十二年十二月二十七日までに収入証紙を返還したときは、当該収入証紙の額面額から施行日の前日における売りさばき手数料に相当する金額を控除した金額を還付するものとする。

4 収入証紙を保有する者(施行日の前日において元売りさばき人又は指定売りさばき人である者を除く。次項において同じ。)は、施行日から令和十二年十二月二十七日までの間、これを知事に返還して、当該収入証紙の額面額から施行日の前日における売りさばき手数料に相当する金額を控除した金額の還付を受けることができる。

5 前項の規定にかかわらず、収入証紙を保有する者は、施行日から令和八年三月三十一日までの間、当該収入証紙により旧証紙条例第二条第一項に規定する手数料及び狩猟税を納付することができる。

6 附則第二項から前項までの場合における収入証紙の取扱い(旧証紙条例第二条から第四条まで、第十一条及び第十二条に規定するものに限る。)については、なお従前の例による。

(規則への委任)

7 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(専門学校山梨県立農林大学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部改正)

8 専門学校山梨県立農林大学校授業料、入学料及び入学検定料条例(平成十九年山梨県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第三条の表」を「第三条第一項の表」に改める。

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

山梨県条例第三十一号

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十三号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県知事 長 崎 幸太郎

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前にされたこの条例による廃止前の山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例（次項及び附則第四項において「旧条例」という。）第六条又は第十条第一項の規定による許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可をすることがどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第六条の許可を受けている者又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされている同条の許可を受けた者に対する旧条例第十条第四項、第十二条から第十七条まで、第十八条第一項及び第十九条から第二十三条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第十八条第一項の規定による命令を受けた者にあつては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にされた旧条例第十八条第二項の規定による命令を受けた者に係る旧条例第二十条及び第二十一条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅するまでの間は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為並びに附則第三項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。